

中国三江平原農業  
総合試験場計画  
実施協議調査報告書

昭和 60 年 10 月

国際協力事業団

農 開 技
J R
85-124



中国三江平原農業  
総合試験場計画  
実施協議調査報告書

JICA LIBRARY



1054533131

昭和 60 年 10 月

国際協力事業団

国際協力事業団	
受入 月日 '86. 4. 28	105
登録No. 12572	80.7
	ADT

## 序 文

中国政府は農業の生産性の向上を中国近代化の重要な柱としており、第6次5カ年計画（1981～1985）において、商品化食糧生産基地の重点基地として黒龍江省三江平原をとりあげ、その建設のモデルとして三江平原龍頭橋典型区農業開発計画調査がわが国の協力で実施された。

この調査の過程で広範な開発技術のレベルアップの必要性が提起され、現地の宝清三江水利試験所の拡充と、中国北方地域の作物の耐冷品種の開発を進めるためハルビン市に低温冷害研究センターを設置することが両国政府間で協議され、両者を合体して三江平原の農業開発を進める技術的拠点として農業総合試験場を設置することが計画された。

この農業総合試験場の試験研究をプロジェクト方式技術協力で実施することについてわが国に要請を越した。この要請を受けて農業総合試験場基本計画策定の実施調査が1984年度に行われ最終報告書が提出された。

最終報告書を基本にプロジェクト方式技術協力を実施するにあたって、先方関係機関と実施方式の具体的な協力計画について事前協議を行い、今後の実施スケジュールを協議することを目的として、1985年5月21日から6月2日まで事前調査を行った。

以上の調査結果を踏まえ当事業団は、本計画にかかるプロジェクト方式技術協力を開始する為、農林水産省経済局国際協力課海外技術協力室長菊池雅夫氏を団長とする実施協議調査団を1985年9月10日から9月22日までの間中国に派遣し、中国側と協議を行い9月20日「討議議事録」に署名交換を行った。

本報告書は、この調査団の協議内容を取りまとめたものであり、今後のプロジェクトの推進の指針となるものである。

最後に本調査の実施に際し、多大のご支援とご協力を頂いた関係各位に対し深甚の謝意を表する次第である。

昭和60年10月

国際協力事業団

理事 山 極 榮 司





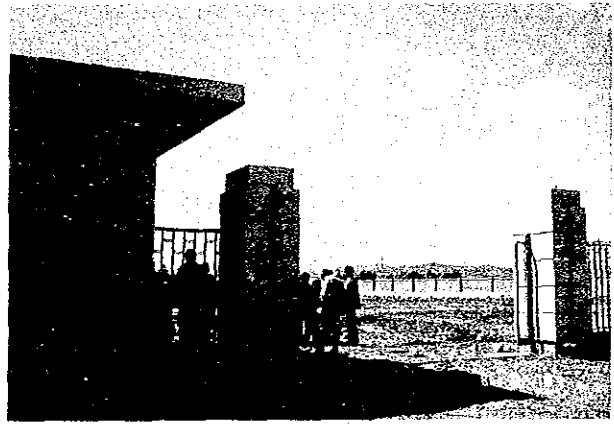
討議議事録にサインを交わす中国側呂団長，日本側菊池団長（ハルビン市）



完成した低温冷害研究センター（ハルビン市）



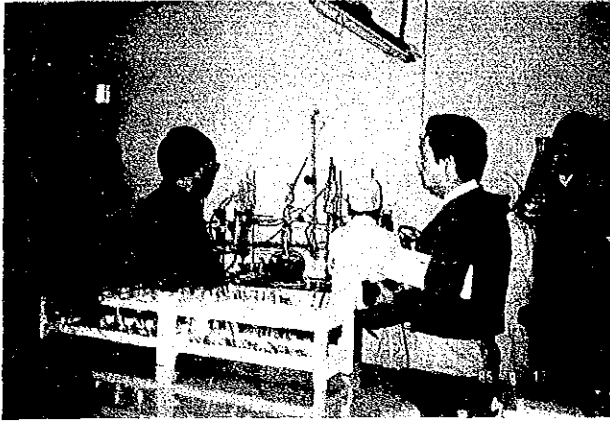
三江平原遠景（宝清県）



宝清三江水利試験所建設予定地（宝清県）



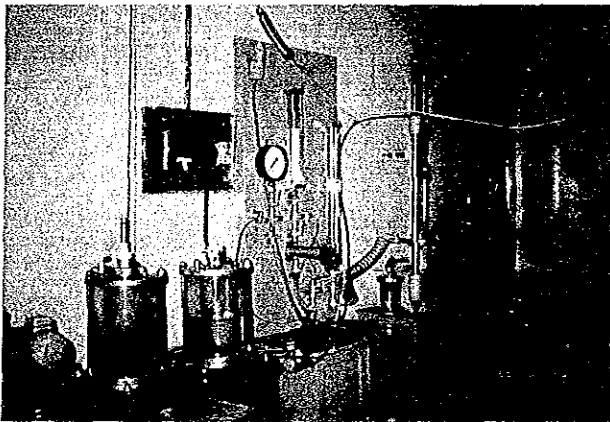




合江農業科学研究所化学実験室（ジャムス市）



合江水稻科学研究所実験圃場（ジャムス市）



水利科学研究所土質実験室（ハルビン市）



本プロジェクトにおいて利用が  
予定されている黒龍江省林業科  
学院の外人宿舎の内部  
（ハルビン市）



# 目 次

1. 調査の概要	1
1-1 要請内容	1
1-2 要請の背景と経緯	1
1-3 調査団の構成及び日程	2
イ. 構成	2
ロ. 日程	2
1-4 面会者リスト	3
1-5 位置図	6
2. 中国側関係機関との協議経過	7
2-1 協議経過	7
2-2 研修員等受入れ計画	7
2-3 機材供与計画	12
2-4 専門家の派遣計画等	17
2-5 展示圃場造成計画	17
2-6 人工気象室(ファイトトロン)の熱源計画等	19
2-7 中国側実施体制	22
2-8 専門家の宿舎	24
3. 討議議事録及び覚書	25
3-1 討議議事録(英文・日文・中文)	25
3-2 討議議事録覚書(英文・日文・中文)	58
4. 中国側の実施体制	65
(1) 構成	65
(2) 幹部職員	65
(3) 組織・業務内容及び要員配置	65
(4) 施設	70
(5) 予算	75



# 1. 調 査 の 概 要

## 1-1 要請内容

中国政府は農業の生産性の向上を中国現代化の重要な柱としており、三江平原の開発もその一環として国の重点開発項目にとりあげられている。そのため黒龍江省科学技術委員会は三江平原農業総合試験場の設置を計画し、同試験場で行なり、①水稻を主体とする作物の低温冷害に関する研究及び、②低湿地における基盤整備技術に関する研究についてわが国にプロジェクト方式技術協力を要請してきた。

## 1-2 要請の背景と経緯

中国政府は、第6次5ヶ年計画(1981~1985)において、商品化食糧生産基地の当面の重点地区として、黒龍江省三江平原をとりあげ、その建設のモデルとして、三江平原龍頭橋典型区農業開発計画調査が、わが国の協力で進められた(1981年7月~1984年3月)。その調査過程において広範な開発技術のレベルアップの必要性が提起され、現地の宝清三江水利試験所拡充構想が両国政府の間で論議されるようになった。一方、農業の生産性向上にとって極めて重要な優良品種の育成普及対策の一環として、中国北方全域の課題である作物の耐冷品種の開発を進めるため、ハルビンに低温冷害研究センターを設ける構想が実現の運びとなった。

そのため中国側は、両者を合体する形で、文字通り三江平原の農業開発を進める上での技術的拠点となりうる農業総合試験場の設置を計画し、その基本計画の策定並びにその後のプロジェクト方式技術協力についてわが国に協力を要請越した。

三江平原農業総合試験場基本計画を策定するための実施調査については開調ベースで1984年9月に調査を開始し、1985年3月にファイナル・レポートをとりまとめ中国側に提出した。

プロジェクト方式技術協力を実施するにあたっての事前調査団が1985年5月21日から6月2日までの間派遣され、中国側関係機関と実施方式の具体的な協力計画について事前協議を行った。

以上の調査及び協議の結果に基づき、本計画にかかるプロジェクト方式技術協力を開始する為の実施協議調査団が、1985年9月10日から9月22日の間中国に派遣された。

1-3 調査団の構成及び日程

イ. 構成

中国三江平原農業総合試験場計画実施協議

調査団名簿

氏名	担当業務	所 属
菊池雅夫	総括/団長	農林水産省経済局国際協力課 海外技術協力室 室長
高澤寛	協力企画	農林水産省農林水産技術会議 事務局総務課 課長補佐
金重憲治	業務調整	JICA(国際協力事業団) 農業開発協力部

ロ. 調査日程

日数	月 日	曜	内 容
1	9/10	火	東京 $\xrightarrow{JL781}$ 北京
2	11	水	日本大使館, JICA事務所表敬
3	12	木	国家科学技術委員会, 農牧漁業部, 水利電力部表敬
4	13	金	北京 $\rightarrow$ ハルビン
5	14	土	ハルビン $\rightarrow$ ジャムス
6	15	日	ジャムス $\rightarrow$ 宝清
7	16	月	宝清 $\rightarrow$ ジャムス
8	17	火	農業科学院合江水稻科学研究所 " 耕作栽培研究所
9	18	水	ジャムス $\rightarrow$ ハルビン
10	19	木	実施協議
11	20	金	討議議事録及び覚書への署名
12	21	土	ハルビン $\xrightarrow{CA1601}$ 北京(業務調整を除く)
13	22	日	北京 $\xrightarrow{JL782}$ 東京( " )

(4) 面 会 者 名 单

A. 中央政府

① 国家科学技术委员会

刘 永 翔	国际合作局处长
金 坚 敏	国际合作局事务员
封 兆 良	国际合作局事务员

② 农牧渔业部

臧 成 耀	科学技术委员会副主任
胡 昭 玲	科学技术司 处长
王 志 忱	外事司亚洲、非洲处副处长
时 辉	外事司 通译

③ 水利电力部

赵 傅 绍	外事司司长
潭 艾 幸	外事司科学技术处副处长

B. 黑龙江省政府

① 黑龙江省

侯 捷	省长
王 连 铮	副省长

② 科学技术委员会

吕 振 涛	副主任 ( 科学技术情报学会理事长 )
迟 文 荣	外事处副处长
江 修 业	副秘书长 ( 三江平原农业总合试验场长 )

③ 农牧渔业厅

韩 世 才	副厅长
-------	-----

④ 水利厅

张 凤 仪	高级工程师
-------	-------

⑤ 农业科学院

肖 永 志	副院长
-------	-----

- |             |                     |
|-------------|---------------------|
| 石振岩         | 秘书长(三江平原农业总合试验场副场长) |
| 赵洪凯         | 耕种栽培研究所所长           |
| ⑥ 水利科学研究所   |                     |
| 刘秉泽         | 副所长                 |
| 赵景惠         | 副所长(三江平原农业总合试验场副场长) |
| 曹立夫         | 工程师、翻译              |
| 杨培枢         | 高级工程师               |
| 门峰          | 翻译                  |
| 周宙          | 助理工程师               |
| ⑦ 林业科学院     |                     |
| 周正          | 院长                  |
| 张守政         | 副院长                 |
| 岩下睦         | 木材总合利用研究计画指挥        |
| 千葉保人        | 木材总合利用研究计画专门家       |
| 多湖惠子        | 木材总合利用研究计画业务调整      |
| ⑧ 合江农科所     |                     |
| 刘忠堂         | 助理研究员 所长            |
| 门蕴来         | 助理研究员 书记            |
| 郭银之         | 助理研究员 副所长           |
| 何煜          | 副研究员 大豆研究室主任        |
| 赵德林         | 助理研究员 土肥研究室主任       |
| 官玉芝         | 助理研究员 肥料课题主持人       |
| 古忠玉         | 助理研究员 谷子课题主持人       |
| 曲洪安         | 助理研究员 科研科长          |
| 丛坤          | 秘书                  |
| ⑨ 合江水稻科学研究所 |                     |
| 许世寰         | 所长 (助理研究员)          |
| 朱学鹏         | 育种室主任 (助理研究员)       |
| 孙维忠         | 栽培室主任 (助理研究员)       |



姜 锡 一 副研究员

C. 宝清县人民政府

倪 若 岩 县长

胡 琳 副县长

沙 延 峰 副县长

齐 奎 元 办公室主任

赵 镜 奎 科委主任

强 义 来 办公室副主任

D. 日本人关系者

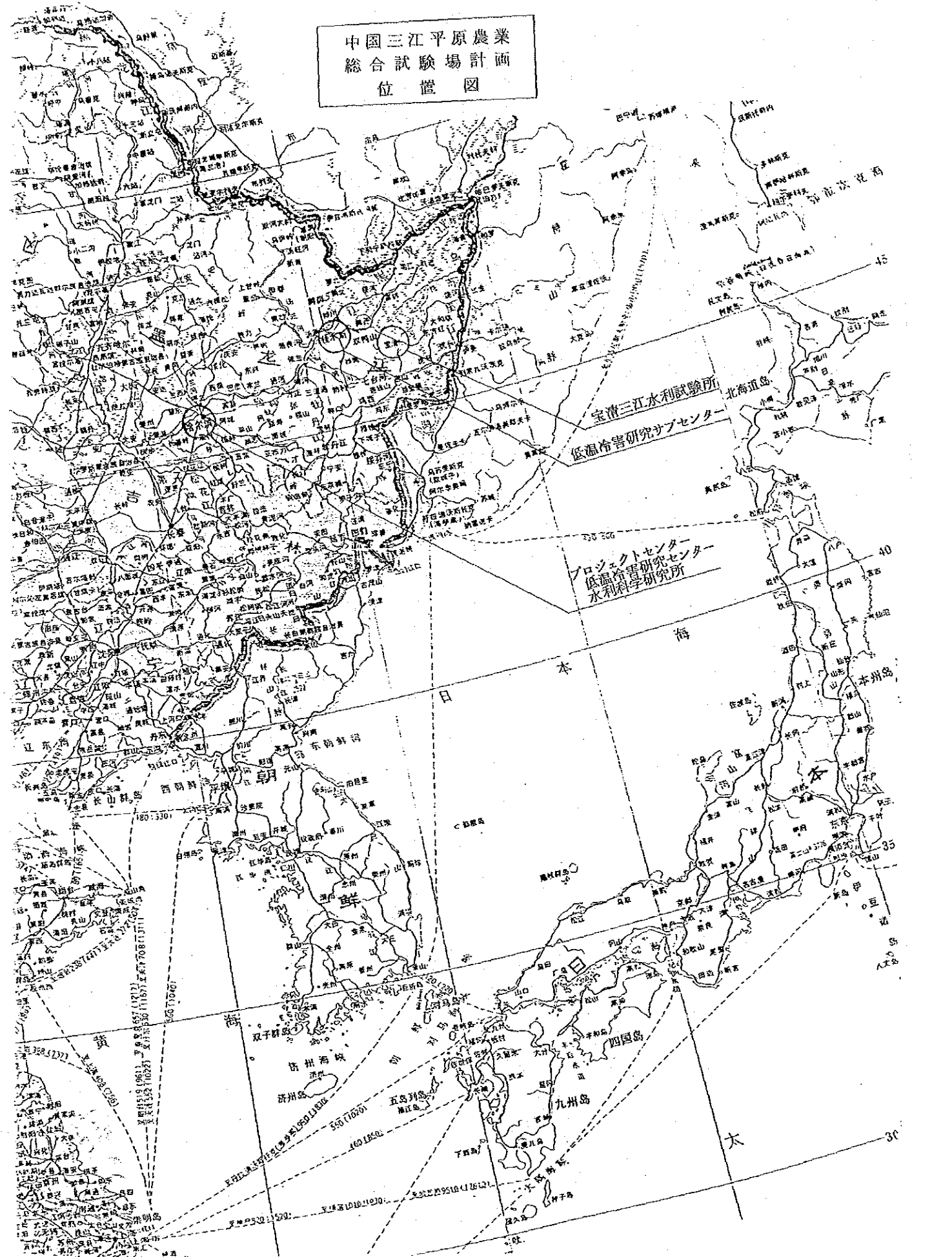
大日向 宽 敏 日本大使馆参事官

有 川 通 世 日本大使馆书记官

八 岛 继 男 JICA 北京事务所长

桑 岛 京 子 JICA 北京事务所員

中國三江平原農業  
綜合試驗場計  
位置圖



## 2. 協 議 経 過

### 2-1 討議議事録の協議経過

討議議事録の協議は、9月19日から9月20日の両日にわたりハルピン市内のスワン（SUWAN）ホテル会議室において行なわれ、協議終了後、会場を同市内の「花園ホテル」に移し、黒龍江省人民政府省長候捷氏及び副省長王連錚氏の立会いのもとに討議議事録及び討議議事録覚書に日・中双方の団長が署名した。

本協議には、中国側からは黒龍江省科学技術委員会副主任呂振濤氏を団長とする9名が、又、日本側からは調査団3名のほか、在中華人民共和国日本国大使館大日向寛敏参事官及び国際協力事業団北京事務所長八島継男氏が出席した。

協議に先立って、日本側協議チームから通常の場合は、討議議事録の協議に併せ暫定実施計画についても協議しているが、本プロジェクトにおいては、今回討議議事録のみを協議し、暫定実施計画については来年の4月を目途に別途協議することにした旨述べ、協議に入った。

本協議は、実施協議チームが提示した討議議事録に基づいて進められた。協議は、終始友好的な雰囲気の中にも真摯な態度で進められ、卒直かつ隔意のない意見の交換が行なわれ、その結果、実施協議チームが提示した討議議事録に関し一部修正等を行ったが大筋において中国側の全面的な同意が得られた。

今回の協議を通して修正された個所に係る日本側提示案との対比を別表に示したが、主要事項に係る修正事由等は次の通りである。

#### (1) 代表団の呼称について

中国側代表団の呼称を原案においては、「中華人民共和国代表団」としたが、日本側代表団と統一する観点から「中国側実施協議代表団」と修正した。

#### (2) プロジェクトの管理責任者について

原案においては、プロジェクトの実施に関する責任は、「黒龍江省科学技術委員会主任」としていたが、中国側からの申し出により「黒龍江省科学技術委員会副主任」に変更することとした。この結果、プロジェクトの実施管理責任者と合同委員会の委員長は同一の者にゆだねられることとなった。

#### (3) 合同委員会の構成について

合同委員会の中国側委員の記載順序に関し、中国側の申し出により中央政府の代表を先に、次いで省政府の代表を記載することとした。

〔別表〕 修正部分対比表

修正箇所	原 案	修 正
1. 本文		
(1) 標 題	中華人民共和国代表団	中国側実施協議代表団
(2) 署名欄	代表団団長	実施協議代表団団長
2. 附属文書		
(1) VIIの1	黒龍江省科学技術委員会主任	黒龍江省科学技術委員会副主任
3. 附 表		
VIIの2	(中国側委員の記載順序の変更)	(1) 国家科学技術委員会の代表 (2) 農牧漁業部の代表 (3) 水利電力部の代表 (4) 黒龍江省政府の関係者

## 2-2 研修員等受入れ計画

(1) 実施協議チーム側から、本年度の受入れ研修及び経費分担方式考察団の受入れに関する日本側の基本的な考え方を次の通り説明し、意見交換を行うとともに、中国側に具体的な計画の提出を要請した。

① 本年度は5名の研修員を受入れる方向で努力している。うち4名については受入れが可能であるが、残り1名については、予算枠等を見直し、10月には受入れの可否について結論が出せると考えている。

② 研修員を受入れる時期は、日本側の受入体制の関係から1986年1月以降を予定している。

③ 経費分担方式考察団については、本年度5～10名の範囲内で受入れは可能である。

④ 本考察団の受入れは、12月中旬から1月中旬頃までの間を除く時期であれば、その受入れは可能である。

(2) これに対し、中国側は本年度の研修員として、①農作物の低温冷害関係3名、②水利・土木関係2名の合計5名を予定しており、最終的な決定は、9月末に再度日本語の語学試験を行い、その結果をみて行ないたいとの方針を述べるとともに、現在、候補にのぼっている研修員に関するA<sub>2</sub>、A<sub>3</sub>フォーム(案)を提出してきた。

中国側から提示された研修計画の概要は、別表のとおりであるが、これは、上記のとおり、語学試験の結果によっては、若干変更されることも予想される。

(3) 中国側から提示された研修計画に関し、実施協議チーム側からは、

- ① コンピューター利用に関する研修については、筑波センターの大型コンピューターは外部の利用は一切認められていないことからマイクロ・コンピューター利用による研修となること。
  - ② 太陽エネルギー利用に係る研修希望先の北海道農業試験場農業気象研究室については、現在大型研究プロジェクトを実施中であり希望どおりの受入れが困難であると予想されること。
  - ③ かんがいの研修に関しては、農業土木試験場は基礎的な研究を行っており、実践的な技術研修を希望するとなれば現場にウエイトを置いた研修にならざるを得ないこと。
- などをコメントし、中国側もこれを了承した。

なお、本年度の受入れ研修の時期について、中国側は、実施協議チームが提案した来年1月以降3月までの間に派遣することに同意した。

- (4) 経費分担方式考察団について、中国側は、考察団の具体的メンバー、派遣時期、日程等は未確定であるが、展示圃場造成関係5名及び人工気象室関係5名の合計10名の考察団を来年1月から3月までの間に派遣したい旨強く要望した。

なお、経費分担方式考察団の派遣(受入れ)手続きに関し、国際協力事業団北京事務所と国家科学技術委員会との間で協議された結果、従来、A<sub>2</sub>、A<sub>3</sub>フォームの提出を求めて来たが、今後はこれらの提出を求めないことが合意され、したがって、本件の場合も上記合意のラインに沿って処理される見込みである。

- (5) 1986年度以降の受入れ研修に関し中国側は、次の分野の研修を重点的に行ない、研究者の質的向上と量的拡充を図りたい旨述べると共に、研修員数枠の拡大を要望した。

- ① 農作物低温冷害関係
  - i 作物の低温冷害生理
  - ii 耐冷性品種の育成、検定
  - iii 水稲の安定多収栽培法 など

- ② 水利・土木関係
  - i 排水
  - ii かんがい
  - iii 水利・造構などにおける電子計算機利用技術 など

カウンターパートの受入れ研修員の枠拡大に関し、実施協議チームからは、「枠の拡大の要望については、日本の関係機関に伝え枠拡大に努力するが、各プロジェクトからの要望が多く、予算の制約等から枠の拡大は容易でないと考えられる。したがって、中国側においても国家科学技術委員会とも協議し、毎年中国側に提示される受入れ研修員の全体枠の中から本プロジェクトのために優先的に追加配分する努力が必要である。」旨述べた。

しかしながら、実施協議チームとしては、日本側試験研究機関等における研修員の受入れ能力等との関連もあるが、次の理由から、1986年度以降におけるカウンターパートの受入れ研修員の員数枠を8～10名に拡大することが望ましいと考える。

- ① 本プロジェクト参加の試験研究機関は、研究用施設機材の不足から圃場試験を中心に試験研究を進めてきているが、今後は、新しい研究用施設機材を駆使した研究手法を導入した試験研究の実施が必要であること。
- ② 本プロジェクトにおいては、農作物の低温冷害関係及び水利・土木関係の2分野にわたり12の大研究課題、50の中研究課題について研究の実施が計画され、そのための協力専門分野も16分野を数え、その一部については、日本から専門家を派遣し協力することとしているが、限られた協力期間内で効果的に技術移転を行うためには、派遣専門家の努力には限界があり中国側研究者を日本に受入れて研修し、自立して研究者の層を厚くすることが重要であること。
- ③ 本プロジェクトは、協力の分野、規模からみて、通常の2プロジェクトに相当し、実態に即して受入れ研修枠を拡大し、協力の効率化を図ることが望ましいこと。

1985年度研修予定者及び研修課題等

氏名	生年月日	最終学歴及び勤務地	研修課題及び期間	研修希望先
〔農作物低温冷害分野〕				
①孟良	1959. 12. 25	東北農学院大学本科卒 (1979~1982) 黒龍江省農業科学院 耕作栽培研究所	コンピューター利用による 収量予測及び病害虫被害 予測 (研修期間:10~12ヵ月)	農業研究センター 一耕地利用部気 象災害研究室
②張学明	1940. 6. 22	東北農学院合江分院 (1958~1962) 黒龍江省農業科学院 耕作栽培研究所	太陽エネルギー利用によ る作物栽培技術 (研修期間:10ヵ月)	北海道農業試験 場畑作部又は農 芸化学部
③刘峰	1957. 6. 5	佳木斯農業学校 (1978~1982) 黒龍江省農業科学院 合江農業科学研究所	土壌改良の理論及び実技 (研修期間:10ヵ月)	北海道農業試験 場畑作部又は農 芸化学部
〔水利・土木分野〕				
①李明鎬	1957. 5. 2	東北農学院 (1977~1979) 宝清県三江水利試験 所	かんがい方法の実技と操 作(実践技術中心) (研修期間:10ヵ月)	農業土木試験場 及び現場
②陳洪儀	1939. 1. 18	東北農学院 (1958~1963) 黒龍江省水利科学研 究所	排水理論 (研修期間:10ヵ月)	農業土木試験場 農地整備部

## 2-3 機材供与計画

(1) 本年度の機材供与計画を協議するに当って、実施協議チーム側から日本側の基本的な考え方を次の通り説明した上で意見交換を行った。

- ① 機材供与は、我が国の予算制度上、単年度ベースで必要機材を供与することとなる。すなわち、毎年度各プロジェクトごとに認められた予算の範囲内で各プロジェクトから要請された機材リストの中から優先度合等を審査し、供与するのを原則としている。当然のことながら機材供与は、プロジェクト発足後（R/D署名後）から開始される。
- ② 通常、農林水産業プロジェクトの場合、1プロジェクト当り年間、日本円にして約5,000万円というのが標準である。しかしながら、本プロジェクトの場合は、①農作物の低温冷害関係と、②水利・土木関係の2分野にわたることから協力内容等を考慮し特別な配慮を行う考えである。ただし、その場合においても本年3月に提出した「中国三江平原農業総合試験場基本計画実施調査」最終報告書に記載されている「施設及び機器導入計画」に基づいて、供与する方針である。
- ③ 本プロジェクトの実施上重要な施設である人工気象室（ファイトロン）の内部施設機材については、機材供与計画の枠内で供与する方針であり、又、協力期間を考慮し、1987年から稼働できるよう当面優先的に配慮する考えである。したがって、中国側においては、中国側の負担において実施することとなっている建物の建築について十分な予算措置を講じ早急に建設されることを要望する。
- ④ 本年度の機材供与については、プロジェクトの発足が年度途中であることから多くの機材を供与することは困難と予想されるが、日本円にして5,000万円～1億円程度の規模の機材を供与すべく努力したいと考えている。ただし、今回は来年度予算での早期供与をも考え約1億5,000万円程度の額の機材を優先順位を付してリストアップしたいと考えている。
- ⑤ 本年度の必要機材をリストアップするに当っては、次の諸点を考慮して行うことが重要と考える。
  - i 来年4月以降派遣される長期専門家が研究協力活動を十分行なえるよう当該専門家の研究協力分野の機材を優先的に整備する。
  - ii 宝清三江水利試験所に設けることとしている「展示圃場」を造成するために必要な機材の整備を優先する。
  - iii 本プロジェクトに参加する各試験研究機関及び各研究室の研究用、又は、一般事務用機材の整備状況、研究者の配置を含めた組織体制の整備状況、建物施設の整備状況又は整備計画を考慮し、優先的に整備すべき機材を検討すること。
  - iv 協力期間を考慮し、早急にかつ長期にわたってデータの集収、集積を必要とする



協力分野の機材は優先整備する。

なお、実施協議チームとしては、今回の協議に先立って、本プロジェクト参加の試験研究機関を視察した結果、各研究室の研究用機材等の整備は必ずしも十分とは認められず、又、日本側が予定している供与機材をもつてしても計画されている研究協力課題を効率的に推進することは困難と判断されたことから、中国側に対し「中国側としても研究協力の進展状況に応じ、独自の経費負担のもとに機材の整備に努力されたい。」旨要望しておいた。

- (2) 上記説明に対し中国側代表団から、①機材供与計画の中に「人工気象室」の内部施設機材を含めた場合、計画されている機材の供与に影響はないのか。②中国側としては、車輛を含む一般機材を先ず優先導入を希望する。③車輛については、マイクロバス及びハイヤーを追加供与されたい。④展示圃場の造成を来年4月から一部開始する予定であり、造成用機材を一部導入したい。その際、「心土破砕機」を追加導入したい。⑤人工水田造成用の「整地築堤用機械」の追加導入したい等の要望又は質問がなされた。
- (3) これに対し、実施協議チームとしては、人工気象室の内部施設機材を機材供与計画の中に含めたとしても、全体計画に影響を及ぼすことのないよう努力する方針であること、マイクロバスは供与予定のライトバンをそれに変更することで可能であるが、ハイヤーについては、各プロジェクトが要望されているが原則として供与しない方針であること、追加要望機材については、供与対象とすることの必要性を慎重に検討する必要があることなど、実施協議チームとしての考え方を述べるとともに、日本側としての1つの機材供与試案を説明し、これを参考としつつ中国側としての優先順位を付した機械供与計画書の提示を求めた。
- (4) 9月21日、中国側代表団から提示された機材供与計画に基づいて協議を行ない、その結果に基づいて取りまとめたのが、別表の「1985年度機械供与計画」である。

1985年度機材供与計画

1. 研究用機材

導入場所		機材名	数量	金額千円	優先順位	
低温 冷害 研究 協力	低温 冷害 研究 協力	農業気象研究室	農業気象データ収録処理装置	1	7,500	①
			光電式風速計	1	320	①
			電子式抵抗記録温度計	2	1,100	①
			多点式デジタル記録計	1	820	①
		作物生理研究室	凍結組織切片記録温度計	1	3,100	①
			植物同化作用測定装置	1	5,200	①
			高速冷却遠心機	1	3,070	①
			冷凍貯蔵庫	1	1,200	①
		耕作栽培研究室	稔実歩合測定機	1	654	②
			粒数計測器	1	501	②
			自動蒸発散抵抗計	1	852	②
			水稻移植機	1	1,500	②
			小型播種機	1	800	②
			小型コンバイン	1	1,500	②
			平地機(整地築提用) (人工水田造成用)	1		①
[土壌肥料研究室	組織体制整備後機材導入(1986年)]					
測定試験分析センター	蒸溜水採集装置	1	800	①		
低温 冷害 サブ センター	合江農業科学研究所	微気象改良研究室	農業気象データ収録処理装置	1	7,500	①
		土壌改良研究室	土壌PF測定器(6室)	1	2,400	②
			自記テンシオメーター(6点式)	1	1,730	②
			PHメーター	1	220	②
			電導度計	1	280	②
			大型振とう器(往復)	1	1,460	②
			土壌実容積測定器	1	400	②

導入場所		機材名	数量	金額千円	優先順位	
低温 冷害 研究 協力	合江農業科学研究所	畑作栽培研究室	土壌3相分布計(往復)	1	440	②
			現場透水性測定器	1	520	②
			土壌酸素拡散計	1	450	②
			土壌透水通気測定器	2	140	②
			土壌硬度計	3	162	②
			標準土色帖	5	50	②
			蒸溜水製造装置	1	850	①
		穀粒乾燥器	1	1,100	②	
		デジタル万能光度計	1	850	②	
		稔実歩合測定器	1	4,200	②	
[人工気象箱は、サブセンターの建物建設後1986年秋に導入]						
	合江水稲科学研究所	水稲栽培研究室	人工気象箱	1	5,000	③
		水稲育種研究室	人工気象箱	1	5,000	③
		測定試験分析サブセンター	蒸溜水製造装置	1	810	①
[人工気象箱収納用建物は遅くとも1986年夏までに建築]						
水利 開発 研究 協力	水利科学研究所	電子計算室	(マイクロコンピューター)			
			システム装置	1	930	①
			印刷装置, 他	1	860	①
			ソフトウェア, 他	1	200	①
	がんがい排水研究室	実容積測定器	1	275	②	
		透水係数測定装置	1	440	②	
		採土器(補助器共)	4	260	②	
ポストホールオーガー		2	110	②		

導入場所		機材名	数量	金額千円	優先順位	
水利開発研究協力	水利科学研究研究所	採土円筒	20	120	②	
		バックホー	1	25,000	①	
		ブルドーザー	1	14,000	①	
		ダンプトラック(4t)	1	4,000	①	
	暗渠堀削機(2m用)	1	16,000	①		
〔宝清三江水利実験所の「展示圃場」造成工事用に利用，使用後は同所に配備する。〕						
	農業水利実験室	ライシメーター	1	2,190	③	
	宝清実験所	かんがい排水観測室	自記水位計	2	1,240	③

## 2. 一般機材

(1) 低温冷害研究センター	コピー	1	1,000	①	
	ジープ	1	3,400	①	
	マイクロバス(15人乗)	1	2,000	①	
	保管庫	2	90	①	
(2) 低温冷害研究サブセンター					
	① 合江農業科学研究所	コピー	1	1,000	①
	ジープ	1	3,400	①	
	マイクロバス(15人)	1	2,000	①	
	保管庫	2	90	①	
	② 合江水稲科学研究所	コピー	1	1,000	①
	ジープ	1	3,400	①	
	保管庫	2	90	①	
(3) 水利科学研究所	ジープ	1	3,400	①	
	マイクロバス(10人)	1	2,000	①	
	保管庫	2	90	①	
(4) 宝清三江水利試験所	ジープ	1	3,400	①	
	マイクロバス(17人)	1	2,000	①	
	保管庫	2	90	①	

(5) 本年3月提出された「基本計画実施調査」の最終報告書においては、「低温冷害研究サブセンター」を1カ所と考え、「一般機材」の供与計画を樹てているが、今回調査した結果、サブセンターの本部となる「合江農業科学研究所」と水稻の育種及び栽培部門を担当する「合江水稻科学研究所」とは距離的にも相当離れていることなどから、2カ所として考え、「一般機材」を供与するのが妥当と判断される。

又、人工気象室の内部施設機械には、1985年度機材供与計画には含まれていないが、中国側としては、本年から基礎工事を進め来年秋までには完成したいとしていることを考えると、本年度の機材供与計画の中で一部の内部施設機械を供与することが、研究協力活動を円滑に進める観点から望ましいと考える。

#### 2-4 専門家の派遣計画等

実施協議チームから、今後のスケジュールについて、取りあえずの考え方として次のとおり説明し、中国側も了承した。

- (1) 暫定実施計画及び年次計画、1986年度以降の機材供与計画等の策定作業を行うため、来年3月頃を目途に数名の短期専門家を派遣する。
- (2) 上記短期専門家の作業が終了するのを見はからって、計画打合せチームを派遣し、上記暫定実施計画、年次計画等を中国側と協議の上決定する。
- (3) 長期専門家の派遣は、来年4月以降可及的速やかに派遣することとしたい。
- (4) 上記短期専門家及び計画打合せチームの専門家については、将来本プロジェクトの長期専門家等として協力業務に従事する可能性のある者をあてる考えである。

#### 2-5 展示圃場造成計画

展示圃場の実施設計については、同時に派遣された「実施設計調査団」が具体的な作業を進めているので、実施協議チームとしては、宝清三江水利試験所に新設予定の「展示圃場」の造成工事費の負担問題を中心に協議した。

- (1) 実施協議チーム側から、展示圃場造成に関する日本側の考え方を次の通り説明した。
  - ① 「機材供与計画」を協議した際すでに説明した通り、「展示圃場」を造成するために必要な機材は、本年度の機材供与計画の中で優先的に供与する方針である。
  - ② 展示圃場の造成工事は、中国側において日本から供与した機材を用いて、技術者の養成訓練を併せ行いながら中国側の費用負担において実施されると理解している。
  - ③ 本年度黒龍江省としては、展示圃場設置のために132万元の予算措置を講じ、そのうち、112万元は、新設展示圃場20haの土地買上げ費用に支出し、残り20万元が保留されていると承知している。

- ④ 現在実施中の国際協力事業団派遣の実施設計調査団の設計結果にもよるが、保留されている20万元で造成工事を行い得る見通しであるか否か、又、20万元で不足する場合、来年度予算で不足分を確保できる見通しがあるのか、承知しておきたい。
- ⑤ なお、国際協力事業団としては、工事施行に当っては、本年5月～6月にかけて派遣した事前調査団が約束した通り、日本から専門家を派遣し施工管理について協力する考えである。

(2) 上記実施協議チームの説明に対し、中国側代表団は

- ① 中国側としては、展示圃場を造成するに当って、一部日本式の高水準の圃場整備を行うことを含め40haの造成を来春から行う方針である。
- ② 40haの展示圃場については、日本側の要請に基づいて既存の20haに加え、新たに20haを買い足して40haとしたもので、この40haについて、その1/2を畑作に、残り1/2を水稻作の展示圃場に造成したいと考えている。
- ③ 展示圃場造成工場の内容としては、暗渠排水、固定式スプリンクラー、道路整備、防風林造成、水源工事等を考えている。工事費については、実施設計が終わっていないので工事費を見積ることは困難であるが90万元程度は必要とみている。したがって、20万元では不足であり、かつ、来年度予算で措置し得る見込みは極めて暗く、その経費負担につき日本政府の協力(モデルインフラ整備費)を得たいと考えている。

旨説明すると共に、工事を「モデルインフラ整備事業」の一環として協力支援されることを強く要請した。

(3) 実施協議チームとしては、

- ① 新規に造成する展示圃場は、過去の調査報告からみても20haであり、既存のものを含め40haを新規に造成すると日本側は理解していない。本プロジェクトのために新規に造成する面積は20haと理解している。ただ、現地を視察した結果、新規20haが既存展示圃場の両端に分かれて取得されており、しかも、畑作と水稻作に分割して展示圃場を造成することからすれば、40ha全体を対象に設計し、造成工事を行う必要があることから工事費がかさむことは十分理解することができる。
- ② しかしながら、単純に計算した場合、中国側の見積りによれば、10a当り2,143元(日本円にして200千円強)となる。造成工事用機械は供与されることから、所要経費は、工事労務費、工事機械用燃料費、暗渠排水用等の材料費などであることからすると、極めて高いコスト見積りと考えられる。
- ③ いずれにしても、日本側としては、モデル・インフラ整備事業費をもって協力支援するとしても、かかる多額な協力は不可能であり、又、日本に持ち帰りモデル・インフラ整備事業費による協力の可能性、必要性を検討するとしても、展示圃場の目的、性格等

に照らし展示圃場の整備水準が、三江平原地域への波及効果を十分考慮した水準のものであるか否かが重要である。実施協議チームとしては、中国側においても、かかる水準のコストを根拠に予算確保が可能なのか疑問である。

- (4) 以上の実施協議チームの指摘及び要請を踏まえ、又、侯捷黒龍江省々長の「性急な成果を求めて過剰な投資をすることなく、地域の実態に即し、着実な成果を上げることが肝要である。」との意見を踏まえ、中国側代表団としても、展示圃場の整備水準を三江平原地域の実態に即したものに調整するなど実施設計調査団とも協議のうえ、あらためて日本側に要請したい旨述べた。
- (5) 実施協議チームとしては、実施設計調査団の調査設計結果にまたざるを得ないが、展示圃場新設のために取得した20haの土地が、既存の展示圃場をはさんで2分されていることから、40haを対象に圃場造成工事をあらためて実施せざるを得ないと予想されることから、中国側において工事費負担が困難な場合には、モデル・インフラ整備事業費により支援することにつき検討する必要があると判断される。

#### 2-6 人工気象室(ファイトロン)の熱源計画等

人工気象室については、中国側負担の建物建築費、エネルギー源等について協議した。

- (1) 中国側代表団から実験室について、生理生態実験室を3室から4室に、凍霜害実験室を2室から1室に変更したいこと、又、建物等の規模は実施設計調査団の結果を見ないと正確に述べられないが、建物の総面積は、約900㎡、実験室の面積は、約90㎡程度になると見込まれ、この建物建築に要する経費については、20万元の追加投資が認められ、既存の20万元と合せ40万元の予算措置が講じられている旨の説明があった。
- (2) これに対し、実施協議チームからは、中国側の努力を評価すると共に、人工気象室は、本プロジェクトの低温冷害研究にとって重要な施設であり、現在作業中の実施設計調査団の調査設計結果を踏まえ、できるだけ速やかに建設に着手し、遅くとも来年度中には建物が完成するよう努力されることを期待する。又、日本側としては、本施設の建物が、内部施設・機械と密接に関連することから、建物建築段階から専門家を国際協力事業団の経費負担により派遣し協力する方針であり、遅くとも1987年中には、本施設が稼動する旨再度要請した。

なお、建物建築費については、コンサルタントの説明によれば、本施設と同規模の建物(例、黒龍江省林業科学院外人宿舎、低温冷害研究センターで、現在建設中の人工気象箱収容-5基-の建物の建築費がいずれも40万元以内であることから、40万元の予算措置を講じてあれば賄い得る見通しである。又、建物の建設は、本年7月に完成した低温冷害研究センター本館に近接した場所に予定されており、地盤もしっかりしていることから、

今年中に基礎工事をはじめ来年秋までには完成したいとしている。

(3) 人工気象室のエネルギー源に関し、灯油を確保し得る見通しについて質したところ、呂振壽団長から、政府の方針として石油から石炭への転換を進めていることから、石炭ボイラーとしたいとの発言があった。

(4) これに対し、実施協議チームから、

① 石炭ボイラーを日本で調達することは不可能であること。

② 人工気象室は、温度を安定的にコントロールすることが重要であることから、通常、灯油をエネルギー源としており、室内暖房と同じに考えることはできないこと。

③ エネルギー源別のコストを試算すると、次の通りで、

ア. 灯 油

$$3,600.00 \text{ kl} \times 0.5 \text{ 元} = 1,800.00 \text{ 元/年} \\ \div 49 \text{ 元/日}$$

イ. 電 気

$$3,223.3 \text{ kw} \times 0.2 \text{ 元} = 644.66 \text{ 元/年} \\ \div 175 \text{ 元/日}$$

ウ. 石 炭

$$7,350.0 \text{ kg} \times 0.05 \text{ 元} = 367.5 \text{ 元/年} \\ \div 10 \text{ 元/日}$$

④ 石炭のコストが最も安いですが、温度コントロール等の関係から、石炭単独で使用することなく、通常は、石炭と電気の併用となり、その場合は、灯油単独に比べ1日当たり10元以上割高となり、かつ、維持管理に熟練を要することから難点がある。

$$\text{石炭}(70\%) \times \text{電気}(30\%) \\ = 2,573 \text{ 元} + 1,921.4 \text{ 元} \\ = 2,178.7 \text{ 元/年} \div 59.6 \text{ 元/日}$$

以上のことから、少なくとも生理生態実験室のエネルギー源については、灯油の確保につき再検討されたい旨強く要請した。

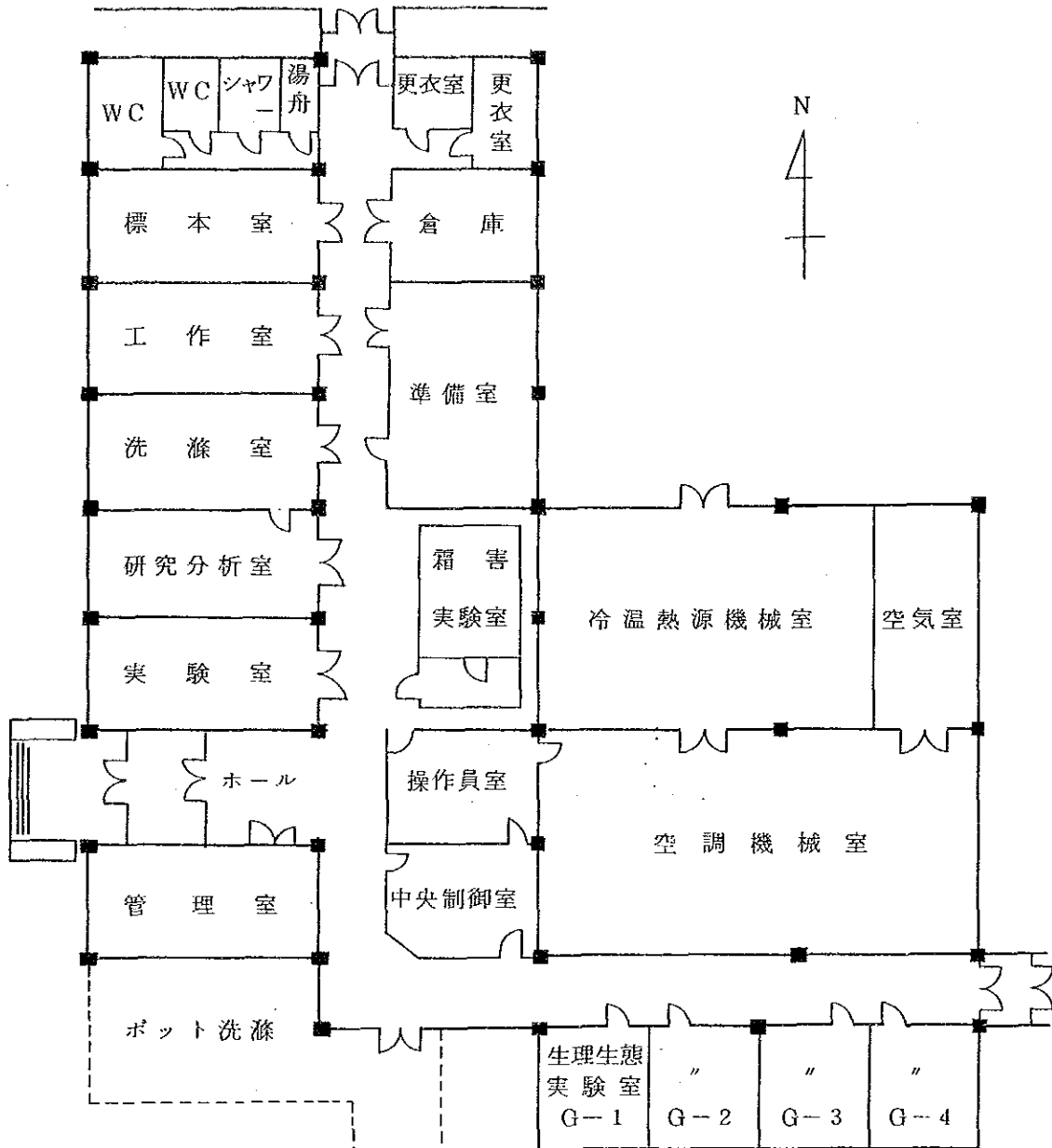
(5) この実施協議チームの要請を踏まえ、中国側代表団は、黒龍江省農業科学院長と同省科学技術委員会主任との協議結果として、生理生態実験室は灯油を使用、凍霜害実験室は電気を、更に、建物全体の暖房は集中暖房（石炭ボイラー）を利用することを決定した旨報告があり、日本側の要望のラインで結着をみた。

(6) 凍霜害実験室を一室減らし、逆に、生理生態実験室を3室から4室に増設することについて、実施協議チームとしては、使用頻度、汎用性等を勘案すれば、望ましいことと判断する。



なお、建物建築に関し、実験室部分のアルミサッシ、ガラス等の一部の材料について国内での調達が困難であることから、建物の建設を円滑かつ効果的に進める観点からは、本年度機材供与計画の一環として供与することにつき検討することが必要であるとする。

〔参考〕人工気象室概略図



建築面積 902<sup>m</sup>2

生理生態実験室 G-1~G-4

$$4\text{ m} \times 4.5\text{ m} = 18\text{ m}^2$$

霜害実験室 D-1

$$3.6\text{ m} \times 4.5\text{ m} = 16.2\text{ m}^2$$

実験室総面積

$$18\text{ m}^2 \times 4 + 16.2\text{ m}^2 = 88.2\text{ m}^2$$

## 2-7 中国側実施体制

三江平原農業総合試験場の場長（江修業省科学技術委員会副秘書長）及び副場長（石振岩省農業科学院秘書長，赴景恵省水利科学研究所副所長）はすでに任命されており，本部は，低温冷害研究センター内に設けられることが決定している。

又，組織別人員配置計画は別表の通りで，低温冷害研究センターの①三江平原低温冷害総合研究室，②測定試験センター，③土壤肥料研究室，④人工気象室及び低温冷害研究サブセンターの微気象改良研究室については，年内に体制整備を行い，研究者等の配置も来年4月までに行う計画で進めている。

		(現員)	(増員)	(計)			
		0人	3人	3人			
副場長 (石振岩)	(低温冷害研究センター)	三江平原低温冷害総合研究室	0	3	3		
		人工気象室	0	6	6		
		農業気象研究室	9	2	11		
		作物生理研究室	14	2	16		
		耕作栽培研究室	17	0	17		
		農業機械化研究室	3	2	5		
	(低温冷害研究サブセンター)	測定試験センター	0	10	10		
		図書情報資料室	3	2	5		
		微気象改良研究室	0	4	4		
		土壌改良研究室	6	4	10		
		畑作物研究室	8	4	12		
		水稲栽培研究室	7	3	10		
場長 (江修業)	弁公室	7人					
	(三江平原水利研究室)	水稲育種研究室	9	4	13		
		測定試験サブセンター	8	4	12		
		(水利土木分野)	(三江平原水利研究室)	電子計算室	3	5	8
				かんがい排水研究室	7	7	14
				水利土壌改良研究室	1	6	7
				施工研究室	2	5	7
	(宝清三江水利試験所)		農業水利実験室	1	3	4	
			かんがい排水観測室	10	5	15	
	副場長 (趙景恵)	(宝清三江水利試験所)	土壌水質分析室	1	3	4	
			土質材料試験室	4	11	15	
施工試験室			2	6	8		
凍上観測室			1	1	2		
気象観測室			1	1	2		
展示圃管理室			2	4	6		

## 2-8 専門家の宿舎

日本から派遣される専門家の宿舎については、「討議議事録覚書」の4項で「長期専門家のためには、可能な限り自炊条件を具備した宿舎を提供し、特に、家族を随伴する長期専門家のためには、原則として、自炊条件を具備した宿舎を提供する」こととなっていることから、宿舎確保の見通しについて、中国側代表団に、その考え方を質した結果、中国側代表団は、当面、黒龍江省林業科学院の外人宿舎（2家族分）、ハルビン工業大学及び黒龍江省大学の外人専門家用宿舎、更には、友誼賓館等を予定しており、日本人長期専門家の宿舎については確保しうるものと考えられる。

又、短期専門家の宿舎については、各試験研究機関において宿舎の整備計画を進めており、ホテル利用をも考え合せれば問題はないものと判断される。

### 3. 討議議事録及び覚書

#### 3-1 討議議事録 (英文・日文・中文)

THE RECORD OF DISCUSSIONS  
BETWEEN THE JAPANESE IMPLEMENTATION SURVEY TEAM  
AND THE CHINESE IMPLEMENTATION SURVEY TEAM  
ON THE JAPANESE TECHNICAL COOPERATION FOR  
THE SANJIANPINGYUAN AGRICULTURAL RESEARCH CENTER PROJECT

The Japanese Implementation Survey Team (hereinafter referred to as "the Team") organized by the Japan International Cooperation Agency (hereinafter referred to as "JICA") and headed by Mr. Masao Kikuchi visited the People's Republic of China from September 10 to 22, 1985 for the purpose of working out the details of the technical cooperation program concerning the Sanjianpingyuan Agricultural Research Center Project.

During its stay in the People's Republic of China, the Team and the Chinese Implementation Survey Team exchanged views and had a series of discussions in respect of the desirable measures to be taken by both Governments for the successful implementation of the above mentioned project.

As a result of the discussions, both parties agreed to recommend to their respective Governments the matters referred to in the document attached hereto.

Done in duplicate in Haerbin on September 20, 1985 in the Japanese, Chinese and English languages, each text being equally authentic.

In case of any divergence of interpretation, the English text shall prevail.

菊池 雅夫

Mr. Masao Kikuchi  
Leader,  
Implementation Survey Team  
Japan International Cooperation  
Agency, Japan

吕 振涛

Mr. Zhen Tao Lu  
Leader,  
Implementation Survey Team  
People's republic of China

## THE ATTACHED DOCUMENT

### I. COOPERATION BETWEEN BOTH GOVERNMENTS

1. The Government of Japan and the Government of the People's Republic of China will cooperate with each other in implementing the Sanjianpingyuan Agricultural Research Center Project (hereinafter referred to as "the Project") as the technical base for the purpose of promoting research and development on agricultural technology, thereby contributing to the agricultural development in Sanjianpingyuan areas.
2. The Project will be implemented in accordance with the Master Plan which is given in I of the Annex.

### II. DISPATCH OF JAPANESE EXPERTS

1. In accordance with the laws and regulations in force in Japan, the Government of Japan will take necessary measures through JICA to provide at its own expense services of the Japanese experts as listed in II of Annex through the normal procedures under the Technical Cooperation Scheme of the Government of Japan.
2. The Japanese experts referred to in 1 above and their families will be granted in the People's Republic of China, the privileges, exemptions and benefits as listed in III of the Annex. The Japanese expert, while in service in the People's Republic of China, will be granted privileges, exemptions and benefits no less favourable than those accorded to experts of third countries or of other international organizations performing similar missions in the People's Republic of China.

### III. PROVISION OF MACHINERY AND EQUIPMENT

1. In accordance with the laws and regulations in force in Japan, the

Government of Japan will take necessary measures through JICA to provide at its own expense such machinery, equipment and other materials (hereinafter referred to as "the Equipment") necessary for the implementation of the Project as listed in IV of Annex through the technical cooperation scheme of the Government of Japan.

2. The Equipment will become the property of the Government of the People's Republic of China upon being delivered c. i. f. to the Chinese authorities concerned at the ports and/or airports of disembarkation, and will be utilized exclusively for the implementation of the Project in consultation with the Japanese experts referred to in II of the Annex.

#### IV. TRAINING OF CHINESE PERSONNEL IN JAPAN

1. In accordance with the laws and regulations in force in Japan, the Government of Japan will take necessary measures through JICA to receive at its expense the Chinese personnel connected with the Project for technical training in Japan through the normal procedures under the Technical Cooperation Scheme of the Government of Japan.

2. The Government of the People's Republic of China will take necessary measures to ensure that the knowledge and experience acquired by the Chinese personnel from technical training in Japan will be utilized effectively for the implementation of the Project.

#### V. SERVICES OF CHINESE COUNTERPART AND ADMINISTRATIVE PERSONNEL

1. In accordance with the laws and regulations in force in the People's Republic of China, the Government of the People's Republic of China will take necessary measures to secure at its own expense the necessary services of Chinese counterpart and administrative personnel as listed in V of the Annex

2. The Government of the People's Republic of China will allocate the

necessary number of suitably qualified personnel corresponding to each Japanese expert to be dispatched by the Government of Japan as specified in II of Annex for the effective and successful transfer of technology under the Project.

## VI. MEASURES TO BE TAKEN BY THE GOVERNMENT OF THE PEOPLE'S REPUBLIC OF CHINA

1. In accordance with the laws and regulations in force in the People's Republic of China, the Government of the People's Republic of China will take necessary measures to provide at its own expense:

- (1) Land, buildings and facilities as listed in V of the Annex;
- (2) Supply or replacement of machinery, equipment, instrument, vehicles, tools, spare parts and any other materials necessary for the implementation of the Project other than those provided through JICA under III above;
- (3) Transportation facilities and traffic fees within city areas for the official travel of Japanese experts within the People's Republic of China;
- (4) Suitably furnished accommodations for the Japanese experts and their families.

2. In accordance with the laws and regulations in force in the People's Republic of China, the Government of the People's Republic of China will take necessary measures to meet:

- (1) Expenses necessary for the transportation of the Equipment within the People's Republic of China as well as for the installation, operation and maintenance thereof;
- (2) All running expenses necessary for the implementation of the Project.

3. The authorities concerned of the Government of the People's Republic of China will meet the charge of customs duties, internal taxes and other



fiscal levies imposed in the People's Republic of China on the Equipment referred to in III above.

#### VII. ADMINISTRATION OF THE PROJECT

1. The Deputy Chairman of Heilongjiang Scientific and Technological Commission will bear overall responsibility for the implementation of the Project.
2. The Director of the Sanjianpingyuan Agricultural Research Center, as the Head of the Project, will be responsible for the administrative and managerial matters of the Project.
3. The Japanese Team Leader will provide necessary recommendation and advice on technical and administrative matters concerning the implementation of the Project to the Head of the Project.
4. The Japanese experts will give necessary technical guidance and advice to the Chinese counterpart personnel on matters pertaining to the implementation of the Project.
5. For the effective and successful implementation of the Project, a Joint Committee will be established with the function and composition as referred to in VII of the Annex.

#### VIII. CLAIMS AGAINST JAPANESE EXPERTS

The Government of the People's Republic of China undertakes to bear claims, if any arises, against the Japanese experts engaged in the Project resulting from, occurring in the course of, or otherwise connected with the discharge of their official functions in the People's Republic of China except for those arising from the willful misconduct or gross negligence of the Japanese experts.

#### IX. MUTUAL CONSULTATION

There will be mutual consultation between the two Governments on any major issues arising from, or in connection with this Attached Document.

X. TERM OF COOPERATION

The duration of the technical cooperation for the Project under this Attached Document will be five (5) years from the date of the signature of this Record of Discussions.

## A N N E X

### I. MASTER PLAN

#### 1. Objectives of the Project

The Project aims at contributing to the agricultural development in the Sanjiangpingyuan areas through research on cold weather damage of crops and on irrigation and drainage.

#### 2. Objectives of the Japanese Technical Cooperation

Objectives of the Japanese Technical Cooperation is to cooperate in test and research on the following fields:

##### (1) Research on cold weather damage of crops

i. Establishment of agro-meteorological countermeasures for dangerous weather ;

ii. Improvement of fertilizer application and soil fertility;

iii. Breeding method of crop varieties to cold tolerance;

iv. Physiological response of crops to cold weather ;

v. Development of cultural practices to stabilize and increase in crop yields;

##### (2) Research on irrigation and drainage

i. Computerization engineering;

ii. Irrigation engineering;

iii. Drainage engineering;

iv. Soil and material test engineering;

v. Construction method on cold and swampy land;

vi. Corresponding technology for frost damage;

vii. Examination on the model farm;

### II. JAPANESE EXPERTS

#### 1. Team Leader

2. Coordinator

3. Experts in the fields of:

(1) Research on cold weather damage of crops

i. Crop meteorology;

ii. Crop physiology;

(2) Research on irrigation and drainage

i. Computerization;

ii. Irrigation;

iii. Drainage.

Note: Short-term experts may be dispatched when necessity arises, for the smooth implementation of the Project.

### III. PRIVILEGES, EXEMPTIONS AND BENEFITS

1. The Government of the People's Republic of China will grant exemptions from income tax and charges of any kind imposed on or in connection with the living allowance remitted from abroad.

2. The Government of the People's Republic of China will grant exemptions from customs duties in respect of the importation of personal effects by the Japanese experts and their families as well as the importation of machinery and equipment relating to their activities.

3. The Government of the People's Republic of China will provide medical facilities.

### IV. LIST OF EQUIPMENT

1. Equipment and spare parts necessary for the technical cooperation in I-2 of the Annex.

2. Equipment and facilities for phytotron.

3. Vehicles and their spare parts.

4. Other equipment and supplies related to the Project.

### V. LIST OF CHINESE COUNTERPART AND ADMINISTRATIVE PERSONNEL

1. Head of the Project

2. Counterpart personnel in the fields of:

(1) Research on cold weather damage of crops

i. Agricultural meteorology (physics);

ii. Agricultural meteorology (plant);

- iii. Soil and fertilizer;
- iv. Breeding method of crop varieties;
- v. Crop physiology;
- vi. Crop cultivation;
- (2) Research on irrigation and drainage
  - i. Computerization;
  - ii. Irrigation;
  - iii. Drainage;
  - iv. Soil and material test;
  - v. Construction;
  - vi. Frost damage.
- 3. Administrative personnel
  - (1) Administration
  - (2) Accounting
  - (3) Interpreter
  - (4) Other necessary supporting staff

#### V. LIST OF LAND, BUILDING AND FACILITIES

- 1. Land, Building and facilities of the Sanjianpingyuan Agricultural Research Center in Haerbin, Jiamusi and Baoqing.
- 2. Land for model farm.
- 3. Land and building for phytotron.
- 4. Room and space necessary for the installation and storage of machinery, equipment and materials provided by the Japanese Government.
- 5. Office space and necessary facilities for the Japanese Team Leader and the other experts.
- 6. Other facilities mutually agreed upon as necessary.

#### VI. THE JOINT COMMITTEE

##### 1. Functions

The Joint Committee will meet at least once a year and whenever necessity arises, and work:

- (1) To formulate the Annual Work Plan of the Project in line with the Tentative Schedule of Implementation formulated under the framework of this Record of Discussions;
- (2) To review the overall progress of the technical cooperation program as well as the achievements of the above-mentioned Annual Work Plan;
- (3) To review and exchange views on major issues arising from or in connection with the technical cooperation program.

## 2. Composition

### (1) Chinese Side:

#### (a) Chairman:

Deputy Chairman of the Heilongjiang Province Scientific and Technological Commission.

#### (b) Members

- i. Representative of State Scientific and Technological Commission.
- ii. Representative of Ministry of Agriculture, Animal Husbandry and Fisheries.
- iii. Representative of Ministry of Water Resources and Electric Power.
- iv. Personnel concerned of the Government of Heilongjiang Province.
- v. Director of the Sanjianpingyuan Agricultural Research Center.
- vi. Other personnel concerned of the Sanjianpingyuan Agricultural Research Center, if necessary.

### (2) Japanese Side:

#### (a) Team Leader

(b) Other experts and personnel concerned to be dispatched by JICA, if necessary

#### (c) Resident Representative of Beijing Office, JICA

Note: Officials of the Embassy of Japan may attend the Joint Committee as observers.

中国三江平原農業総合試験場プロジェクトに対する  
日本側実施協議チームと 中国側実施協議代表団 との  
討議議事録

国際協力事業団(以下「JICA」という。)が組織し、菊池雅夫を団長とする日本側実施協議チーム(以下「チーム」という。)は、中国三江平原農業総合試験場プロジェクトについての技術協力計画の詳細を策定するため、1985年9月10日より22日までの日程をもつて、中華人民共和国を訪問した。

中華人民共和国滞在中、チームと中国側実施協議代表団は上記プロジェクトの有効な実施のための両国政府がとるべき必要な措置に関して、意見を交換し、一連の討議を行った。

討議の結果、双方はそれぞれの政府に対し附属文書に記載する諸事項について勧告することに同意した。

1985年9月20日にハルビンでひとしく正文である日本語、中国語及び英語による本書2通を作成した。

解釈に相違がある場合には、英語の本文による。

菊池雅夫

菊池雅夫

実施協議チーム団長

日本国国際協力事業団

呂振濤

呂振濤

実施協議代表団 団長

中華人民共和国

協 議 参 加 者

日 本 側

実施協議調査団

団 長 菊 池 雅 夫

団 員 高 澤 寛

” 金 重 憲 治



中華人民共和國側

實施協議代表團

- 團長：呂振濤 黑龍江省科學技術委員會副主任
- 副團長：劉永翔 國家科委國際合作局處長
- "：胡昭玲 國家農牧漁業部科技司對外交流處處長
- "：譚艾幸 國家水利電力部外事司科技處副處長
- 團員：遲文榮 黑龍江省科學技術委員會副處長
- 江修業 黑龍江省科學技術委員會副秘書長  
                三江平原農業綜合試驗站站長
- 石振岩 黑龍江省農業科學院秘書長  
                三江平原農業綜合試驗站副站長
- 趙景惠 黑龍江省水利科學研究所副所長  
                三江平原農業綜合試驗站副站長
- 曹立夫 黑龍江省水利科學研究所工程師、翻譯

## 附 属 文 書

### I 両国政府の協力

1. 日本国政府と中華人民共和国政府は、中華人民共和国において、三江平原地域の農業開発にかかる研究・開発及び技術水準の向上を図るため、その拠点となる中国三江平原農業総合試験場プロジェクト(以下「当該プロジェクト」という。)の実施につき相互に協力を行う。
2. 「当該プロジェクト」は附表Ⅰの基本計画に基づいて実施される。

### II 日本人専門家の派遣

1. 日本国政府は、日本国において施行されている法律及び規則に従い、日本国政府の技術協力計画の通常の手続きにより、附表Ⅱに掲げる日本人専門家の役務を日本側の自己の負担において提供するため、JICAを通じて必要な措置をとる。
2. 上記Ⅰ項にいう日本人専門家及びその家族は、中華人民共和国において附表Ⅲに掲げる特権、免除及び便宜を与えられるものとする。日本人専門家は、中華人民共和国において任務を遂行中、中華人民共和国において同様の任務を遂行する第三国の専門家または国際機関の専門家に劣らない特権・免除及び便宜を享受する。

### Ⅲ 機 材 供 与

1. 日本国政府は、日本国において施行されている法律及び規則に従い、日本国政府の技術協力計画の通常の手続きにより附表Ⅳに掲げる当該プロジェクト実施に必要な資機材(以下「機材」という。)を日本側の負担において供与するため、JICAを通じて必要な措置をとる。
2. 機材は、陸揚の港あるいは空港にて中国側関係当局へCIF建てにて引渡される時、中華人民共和国政府の財産となりそれからの機材は、附表Ⅱに掲げる日本人専門家との協議の下に当該プロジェクトの実施のためだけに使用される。

### Ⅳ 研修員受入れ

1. 日本国政府は、日本国において施行されている法律及び規則に従い、日本国の技術協力計画の通常の手続きにより日本における技術研修のため、当該プロジェクトに関係する中国人を日本側の負担において受入れるため、JICAを通じて必要な措置をとる。
2. 中華人民共和国政府は、中国人が日本における技術研修から得た知識及び経験が当該プロジェクト実施のため有効に用いられることを保証するため、関係当局を通じて必要な措置をとる。

### Ⅴ 中国人カウンターパート及び事務職員の役務

1. 中華人民共和国政府は、中華人民共和国において施行されている法律及び規則に従い、附表Ⅴに掲げる中国人カウンターパ

ート及び事務職員の役務を中国側の負担において保証するため、関係当局を通じて必要な措置をとる。

2. 中華人民共和国政府は、当該プロジェクトのもとで技術の移転を効果的かつ成功裡に行うため附表Ⅱに定めた日本国政府により派遣される個々の日本人専門家に対応する適切な資質の人員を必要数配置する。

#### VI 中華人民共和国政府が関係当局を通じてとるべき措置

1. 中華人民共和国政府は、中華人民共和国において施行されている法律及び規則に従い、中国側の負担において下記を提供するために、関係当局を通じて必要な措置をとる。

(1) 附表Ⅵに掲げる土地、建物及び付帯施設

(2) 上記ⅢのJICAを通じて供与される機材以外で、当該プロジェクト実施に必要な機材、車輛、工具、予備部品及びその他の物品の調達もしくは取替

(3) 中華人民共和国における公務出張にかかわる日本人専門家に対する交通の便宜及び市内交通費

(4) 日本人専門家及びその家族に対する適当な家具付住宅施設

2. 中華人民共和国政府は、中華人民共和国において施行されている法律及び規則に従い、次の経費を負担するため、関係当局を通じて必要な措置をとる。

(1) 機材の中華人民共和国内における輸送、据付、操作及び維持に必要な経費

(2) 当該プロジェクトの実施に必要な全ての運営費

3. 中華人民共和国政府関係当局は、上記Ⅲに掲げる機材に対し、中華人民共和国において課せられる関税、国内税及びその他の財政課徴金を負担する。

## Ⅶ プロジェクトの管理

1. 黒龍江省科学技術委員会 副主任は、当該プロジェクトの実施について全責任を負う。
2. 当該プロジェクトの長である 三江平原農業総合試験場長は、当該プロジェクトの管理及び運営について責任を負う。
3. 日本人チームリーダーは、当該プロジェクトの長に対して当該プロジェクトの実施に関する技術面及び管理面の事項について、指導及び助言を与える。
4. 日本人専門家は、中国人カウンターパートに対して当該プロジェクトの実施に關して必要な技術的事項について技術指導及び助言を与える。
5. 当該プロジェクトを効果的かつ成功裡に実施するため、附表Ⅶに掲げる機能及び構成による合同委員会が設置される。

## Ⅷ 日本人専門家に対する請求

中華人民共和国政府は、日本人専門家の中華人民共和国内における職務の遂行に起因し、またはその遂行中に、もしくはその遂行に関連して日本人専門家に対する請求事由が発生した場合には、日本人専門家の故意または重大な過失による場合を除

きその請求に関する全責任を負う。

#### IX 相互協議

両国政府は、本附属文書から生ずる、あるいは本附属文書に関連する主要事項について相互に協議を行う。

#### X 協力期間

当該プロジェクトの協力期間は、討議議事録(R/D)を締結した日から5年とする。

## 附 表

### I 基本計画

#### 1. 当該プロジェクトの目的

三江平原農業総合試験場において、低温冷害に関する研究、水利開発に関する研究を実施し、三江平原地域の農業発展に資する。

#### 2. 日本側の技術協力の目的

日本側の技術協力は、中国三江平原農業総合試験場プロジェクトにおいて、次に掲げる分野の試験・研究に協力することを目的とする。

##### (1) 低温冷害研究

- ① 災害気象の対策技術
- ② 施肥法改善と地力向上
- ③ 耐冷性品種の育種法
- ④ 低温冷害生理の解明
- ⑤ 安定多収栽培法の確立

##### (2) 水利開発研究

- ① 電子計算機利用技術開発
- ② かんがい技術開発
- ③ 排水技術開発





1. 附表1-2の技術協力分野に必要な機材
2. 人工気象室用機材
3. 車輛、部品
4. 当該プロジェクトに必要なその他の機材

#### V. カウンターパート及び事務職員のリスト

1. 当該プロジェクトの長
2. 下記分野のカウンターパート
 

(1) 低温冷害研究	(i) 気象物理	(ii) 作物気象
	(iii) 土壤肥料	(iv) 作物育種
	(v) 作物生理	(vi) 作物栽培
(2) 水利開発研究	(i) 電子計算	(ii) かんがい
	(iii) 排水	(iv) 土質材料試験
	(v) 施工	(vi) 凍結・凍上
(3) その他双方が必要と認める分野		

#### 3. 事務職員

- (1) 管 理
- (2) 経 理
- (3) 通 訳
- (4) そ の 他

#### VI 土地・建物及び付帯施設のリスト

1. 哈尔滨、佳木斯、宝清の「三江平原農業総合試験場」用地、建物及び施設

2. 展示圃場用地
3. 人工気象室の為の建物
4. 日本政府から供与される機材の据付け及び保管に必要な部屋及びスペース
5. チームリーダー及びその他日本人専門家のための事務室及び必要な施設
6. その他、双方が必要と認める施設

## VII 合同委員会

### 1. 機能

合同委員会は、少なくとも年一回及び必要が生じた時に開催し、次の機能をもつものとする。

- (1) 本討議議事録の枠内で策定される暫定実施計画に沿って当該プロジェクトの年次計画を策定する。
- (2) 技術協力計画全体の進捗及び上記の年次計画の達成に関する検討を行う。
- (3) 技術協力計画から生ずる、あるいは技術協力計画に関連する主要事項につき、検討し、意見交換を行う。

### 2. 構成

委員長 黒龍江省科学技術委員会副主任

中国側委員 (1) 国家科学技術委員会の代表

(2) 農牧漁業部の代表

(3) 水利電力部の代表

(4) 黒龍江省政府の関係者

(5) 三江平原農業総合試験場長

(6) その他当該プロジェクトの関係者

日本側委員

(1) チームリーダー

(2) その他の専門家及び必要に応じて

JICAより当該プロジェクトのため

に派遣される関係者

(3) 在北京JICA事務所長

(注) 在北京日本大使館員はオブザーバーとして出席することができる。

中华人民共和国实施协议代表团和  
日本国实施协议代表团  
关于中国三江平原农业综合试验站项目进行技术合  
作的会谈纪要

为商定中国三江平原农业综合试验站项目的技术合作详细计划，日本国国际协力事业团（以下简称“JICA”）组成了以菊池雅夫为团长的日本国实施协议团，自一九八五年九月十日至九月二十一日访问了中华人民共和国。

在中华人民共和国逗留期间，中华人民共和国代表团与该团就两国政府为有效地实施上述项目所应采取的必要措施问题，交换了意见，并进行了一系列的讨论，双方同意就附件所列的事项向各自政府提出建议。

本纪要于一九八五年九月二十日在哈尔滨签字，共两份，每份都用中文、日文和英文写成，三种文字具有同等效力。如在解释上出现分歧，以英文文本为准。

中华人民共和国实施协议  
代表团团长

吕振涛

日本国国际协力事业团  
实施协议团团长

菊池雅夫

一九八五年九月二十日于哈尔滨

## 一、两国政府的合作

(一) 日本政府和中华人民共和国政府，在中华人民共和国三江平原地区，在农业开发方面，为了提高研究、开发的技术水平，对作为基地的三江平原农业综合试验站项目实施方面进行合作。

(二) “本项目”是根据附表一的基本计划实行。

## 二、派遣日本专家

(一) 根据日本国现行的法律和规章，日本国政府通过 JICA 采取必要的措施，按照日本国政府技术合作计划的通常手续，由日本方面承担费用，提供附表二所列的日本专家的服务。

(二) 上述(一)项中所指的日本专家及其家属在华期间可准予享受附表三所列的优惠待遇，免税及方便。日本专家在华工作期间，享有与在华执行同样任务的第三国专家或国际机构的专家同等优惠待遇，免税及方便。

## 三、提供仪器设备

(一) 根据日本国现行的法律和规章，日本国政府通过 JICA 采取必要的措施，按照日本国政府技术合作的通常手续，由日本方面负担费用提供附表四所列的实施该项目所需要的仪器设备和材料(以下简称“器材”)。

(二) 器材在卸货港口或机场以 C. I. F (到岸价格) 交付中华

~1~

人民共和国有关部门时，即属中华人民共和国政府的财产。而且这些器材在与附表二所列举的日本专家协商下，用于该项目的实施。

#### 四。接受进修人员

(一) 根据日本国现行的法律与规章，日本国政府通过 JICA 采取必要的措施，按着日本国政府的技术合作的通常手续，由日本方面负担费用，接受与该项目有关的中国人员在日本进修。

(二) 中华人民共和国政府将通过有关部门采取必要的措施，保证中国人员在日本进修中获得知识和经验，有效地用于该项目的实施。

#### 五。中国对等人员及工作人员的任务

(一) 根据中华人民共和国的现行法律与规章，中华人民共和国政府通过有关部门采取必要的措施，由中国方面负担费用，保证附表五所列举的中国对等人员及工作人员的任务。

(二) 中华人民共和国政府根据附表二所规定的日本政府派遣的各种专家，相对应地配备必要数量的人员，以便在该项目的实施中有效地、圆满地进行技术合作。

#### 六。中华人民共和国政府通过有关部门应采取的措施

(一) 中华人民共和国政府根据本国现行的法律和规章，通过有关部门采取必要的措施，由中国方面负担费用，提供如下条件：

~2~

1. 附表六中所列的土地、建筑物及附属设施。

2. 除上述第三项中通过 J I C A 所提供的器材之外的，为实施该项目所需的仪器、设备、车辆、工具、配件以及其它物品的供应或更换。

3. 为日本专家在华期间因公出差提供交通方便以及市内交通费。

4. 为日本专家及其家属提供备有适当家俱的居住设施。

(二) 中华人民共和国政府将通过有关部门根据本国的现行法律与规章，采取必要的措施负担下列各种经费。

1. 器材在中华人民共和国国内的运输、安装、操作以及维修等所需经费。

2. 实施本项目所需的全部经营费用。

(三) 中华人民共和国政府有关部门将负担上述第三项所列器材在国内征收的关税，国内税和其它财政税。

### 七、项目的管理 <sup>副</sup>

(一) 黑龙江省科学技术委员会 <sup>副</sup>主任对该项目的实施负有全部责任。

(二) 本项目的实施负责人是三江平原农业综合试验站站长，他对本项目的管理及经营负有责任。

(三) 日本专家组长就与该项目的实施有关的技术及管理方面的问题向该项目负责人提出建议并予以协助解决。

~3~

(四)日本专家就有关项目实施的技术问题对中方对等人员给予技术指导及建议。

(五)为了有效并成功地实施本项目，应根据附表七中所列的职能及人员构成成立联合委员会。

#### 八、对日本专家的索赔要求

日本专家在中华人民共和国内由于执行任务或在执行任务中，或与执行任务有关而发生对其提出索赔要求时，中华人民共和国政府对该索赔要求负责。但由于日本专家故意行为或由于重大过失而引起的，要追究责任，则不在此限。

#### 九、相互协商

两国政府对由本附件产生的或与本附件有关的主要事项进行相互协商。

#### 十、合作期限

本项目的合作期限自签定会谈纪要(R/D)之日起为期五年。

~4~



## 附 表：

### 一、基本计划

#### (一) 本项目的目的

本项目的目的是在三江平原农业综合试验站进行关于农作物低温冷害的研究和水利开发研究，为三江平原的农业发展服务。

#### (二) 日方进行技术合作和目的

日方技术合作的目的是对三江平原农业综合试验站专项合作中，在下述领域进行合作：

##### 1. 低温冷害研究

- (1) 灾害气象的对策研究
- (2) 改良施肥方法和提高地力
- (3) 耐冷性品种的培育
- (4) 低温冷害生理研究
- (5) 稳产高产栽培方法的确立

##### 2. 水利开发研究

- (1) 电子计算机利用
- (2) 灌溉技术开发
- (3) 排水技术开发
- (4) 土质材料试验技术开发

(6)寒冷地施工方法的开发

(6)冻害对策开发

(7)展示场建造管理

## 二、日本专家

### (一)长期专家

1. 专家组长

2. 业务协调

3. 低温冷害 (1)作物气象

(2)作物生理

4. 水利开发 (1)电子计算机

(2)灌溉

(3)排水

(二)为顺利实施本合作项目，应派必要的短期专家。

## 三、优惠待遇，免税及提供方便

(一)中华人民共和国政府对国外汇来的薪金或与之有关的所得税和其它所得征收的税金予以免税。

(二)中华人民共和国政府对日本专家及家属所带进的个人物品及与业务有关的器材应予以免征关税。

(三)中华人民共和国应提供医疗方便。

#### 四、本项目实施所必需的器材

- (一)附表一 口的技术合作领域所必需的器材。
- (二)人工气候室用器材。
- (三)车辆、配件。
- (四)该专项合作项目必要的其它器材。

#### 五、中国对等人员及工作人员

- (一)本项目的实施负责人
- (二)下述领域的对等人员：

##### 1. 低温冷害研究

- |         |         |
|---------|---------|
| (1)气象物理 | (4)作物育种 |
| (2)作物气象 | (5)作物生理 |
| (3)土壤肥料 | (6)作物栽培 |

##### 2. 水利开发研究

- |          |           |
|----------|-----------|
| (1)电子计算机 | (4)土质材料试验 |
| (2)灌溉    | (5)施工     |
| (3)排水    | (6)冻结、冻胀  |

##### 3. 其它双方认为必要的领域。

#### (三)工作人员

- 1. 管理
- 2. 财会
- 3. 翻译
- 4. 其它

~3~

## 六、土地建筑物及附属设施清单

- (一) 哈尔滨、佳木斯、宝清的《三江平原农业综合试验站》所用土地、建筑物及设施。
- (二) 示范场用地。
- (三) 人工气候室的建筑物。
- (四) 为日本政府所提供的器材的安装及保管必需的房屋及场所。
- (五) 专业组长及其他日本专家的办公室及其必要的设施。
- (六) 其它，双方认为必要的设施。

## 七、联合委员会

### (一) 职 能

联合委员会至少每年召开一次，或必要时召开，其职能如下：

1. 遵照会谈纪要中所拟的暂定实施计划制定该项目的年度执行计划。
2. 对技术协作计划的进度及年度计划的完成情况进行研究。
3. 对合作计划中产生的，或者与该计划有关的主要问题进行研究 and 交换意见。

### (二) 组 成

主 任 黑龙江省科学技术委员会副主任

中方委员 (1) 国家科学技术委员会代表

~4~

(2)农牧渔业部的代表

(3)水利电力部的代表

(4)黑龙江省政府有关人员

(5)三江平原农业试验站站长

(6)其它与本项目有关人员

#### 日方委员

(1)专家组

(2)其它专家及根据需要由国际协力事业团派遣  
的有关人员

(3)国际协力事业团驻北京事务所所长。

(注):日本驻华大使馆官员可以观察员身份出席。

~5~

THE MINUTES OF MEETING ON THE RECORD OF DISCUSSIONS  
ON THE JAPANESE TECHNICAL COOPERATION  
FOR THE SANJIANGPINGYUAN AGRICULTURAL RESEARCH CENTER PROJECT

The Japanese Implementation Survey Team and the Chinese Implementation Survey Team signed the Record of Discussions (hereinafter referred to as "the R/D") on the Japanese technical cooperation for the Sanjiangpingyuan Agricultural Research Center Project.

Understandings reached between both sides are recorded in the following in order to clarify some specific matters concerning the provisions in the R/D.

1. Both sides agreed that the term "Personal effects" as referred to in the Annex III. 2. of the R/D includes household effects which may be brought from abroad for personal use by the Japanese experts (hereinafter referred to as "the Experts") and their families.
2. Both sides agreed that the term "the machinery and equipment related to their activities" as referred to in Annex III. 2. of the R/D includes one motor vehicle per each families.
3. As for the transportation fares as referred to in VI. 1. (3) of the R/D, the Japanese side expressed that travelling expenses between cities would be borne by the Japanese side.
4. As for housing accommodations referred to in VI. 1. (4) of the R/D and residence charge of the Experts in the People's

Republic of China, the Chinese sides expressed that it would provide suitable measures for the Experts in accordance with the conditions stated in the accompanying sheet of the existing agreement between the two Governments.

菊池雅夫

---

Mr. Masao Kikuchi  
Leader,  
Implementation Survey Team  
Japan International Cooperation  
Agency, Japan

吕振涛

---

Mr. Zhen Tao Lu  
Leader,  
Implementation Survey Team  
People's Republic of China

## ACCOMPANYING SHEET

As for the housing accommodations referred to in VI. 1. (4) of the R/D, the Chinese side expressed that it would provide suitable residence for the Experts, and it would provide suitable residence installed suitable cooking conditions in principle especially for the long-term experts accompanied by their families.

As for the residence charge, the Chinese side also expressed that it would pay for the short-term experts the amount of the difference between the actual charge and 60 yuan per day, and it would pay for the long-term experts (including their families) the amount of the difference between the actual charge and the residence allowance paid by the Japanese Government.

As against the above expression, the Japanese side expressed that at the time of dispatch, it would present the grade and the maximum of the residence allowance of the long-term experts in the People's Republic of China.



中国三江平原農業総合試験場プロジェクト  
のための技術協力に関する討議議事録覚書

日本側実施協議チームと中国側実施協議 代表団は、相互に合意し、中国三江平原農業総合試験場プロジェクトのための技術協力に関する討議議事録（以下「R/D」という。）に署名した。

以下には、R/Dに規定されたいくつかの特定の事項を明確化するために双方により了解された内容を記録することとする。

1. 双方は、R/D附表IIIの2に記載されている「個人的使用品」には日本人専門家及びその家族が個人的に使用するため海外より持ち込むことのある家財道具が含まれることに同意した。
2. 双方は、R/D附表IIIの2に記載されている「業務に関連する機材」には、日本人専門家及びその家族により使用される1家族当たり1台の自動車が含まれることに合意した。
3. R/DのVI条1(3)に述べられている交通費については、日本側は都市間の交通費を日本側にて負担する旨表明した。
4. R/DのVI条1(4)に述べられている日本人専門家の住居施設及び住居費について、中国側は現在両国政府間で合意している別紙の条件に従って、適切な措置を講ずる用意がある旨表明した。

菊池雅夫

菊池 雅夫  
実施協議チーム団長  
日本国際協力事業団

呂振濤

呂 振濤  
実施協議代表団団長  
中華人民共和國

( 別紙 )

R/DのVI条1(4)に述べられている住居施設について中国側は、日本人専門家に対し適切な宿舎を提供する用意があり、なかでも長期専門家のためには可能な限り自炊条件を具備した宿舎を提供し、とくに家族を随伴する長期専門家のためには、原則として自炊条件を具備した宿舎を提供する用意がある旨表明した。

また、宿舎費について中国側は、短期専門家については1日当たり60元を越える金額を、長期専門家(家族を含む)については、専門家本人の宿舎費が日本政府が専門家に支給する宿舎手当よりも高額な場合にあっては、その超過部分の金額を中国側にて負担する用意がある旨表明した。

これに対し日本側は、長期専門家を派遣する際、当該専門家の中国における宿舎手当の等級及び上限額を中国側に提示する旨表明した。

关于“中国三江平原农业综合试验站”项目  
进行技术合作的会谈纪要备忘录

中华人民共和国代表团与日本国实施协议团一致同意签署了为中国黑龙江省三江平原农业综合试验站项目进行技术合作的会谈纪要(以下简称“R/D”)。

为明确R/D中所规定的几个特定事项,现将双方同意的内容记录如下:

一、双方同意R/D附表三(二)中所述有关“自用物品”,包括日本专家及其家属为个人使用而从国外带进的某些家俱什物。

二、双方同意R/D附表三(二)中所述的有关“与业务有关的器材”,包括日本专家及其家属所使用的每家一辆汽车。

三、关于R/D附表六(一)3中所述有关交通费用,日本方面表示城市间交通费由日本方面负担。

四、关于R/D附表六(一)4中所述有关日本专家居住设施及费用问题,中国方面表示将按现在两国政府间达成的谅解(见附件)采取适当措施解决。

中华人民共和国实施  
协议代表团团长

吕振涛

日本国国际协力事业团  
实施协议团团长

菊池雅夫

一九八五年九月二十日于哈尔滨

附件：

关于R/D附表六（一）4中所述有关住房问题，中国方面表示同意为日本专家提供适当的宿舍。其中，对于长期专家将尽可能为其提供具有自炊条件的宿舍，特别对于带家属的长期专家原则上提供有自炊条件的宿舍。

关于住宿费用问题，中国方面表示，同意对于短期专家一天的住宿费用超过60元的部分、对于长期专家（包括家属），专家本人的住宿费用高于日本政府发给专家的住宿津贴时的超出部分由中国有关部门负担。

日本国际协力事业团派遣长期专家时，应向中国有关部门提供专家在华住宿津贴的标准和金额。

## 4. 中国側の実施体制

### 4-1 三江平原農業総合試験場

#### (1) 構成

黒龍江省人民政府は、先きに国際協力事業団が作成した「中国三江平原農業総合試験場基本計画」に示された構想に基づき、三江平原の農業生産向上のための総合農業試験場として「三江平原農業総合試験場」を設置した。

この試験場は、黒龍江省科学技術委員会の管轄下に設置され、省農牧漁業庁傘下の農業科学院及び水利庁傘下の水利科学研究所との連携の基に試験研究活動を実施することになっている（機構図 図1参照）。

この試験場は、黒龍江省農業科学院（ハルビン市南崗区学府路50号）の構内にある低温冷害研究センター、水利科学研究所（ハルビン市清濱路18号）内に設置されている「三江平原水利研究室」、黒龍江省農業科学院合江農業科学研究所（佳木斯市）の構内並びに同院合江水稻科学研究所（佳木斯市）内の「低温冷害研究サブセンター」及び宝清県に所在する「宝清三江水利試験所」からなる連合体的組織である。

なお、場長、副場長らの本部組織は低温冷害研究センターの庁舎内に置かれる。

#### (2) 幹部職員

場長

江 修 業

（兼黒龍江省科学技術委員会副秘書長）

副場長（低温冷害研究担当）

石 振 岩

（兼黒龍江省農業科学院秘書長）

副場長（水利研究担当）

趙 景 恵

（兼黒龍江省水利科学研究所副所長）

#### (3) 組織、業務内容及び要員配置

三江平原農業総合農試の組織体制、業務分担及び要員配置状況は表1の通りである。

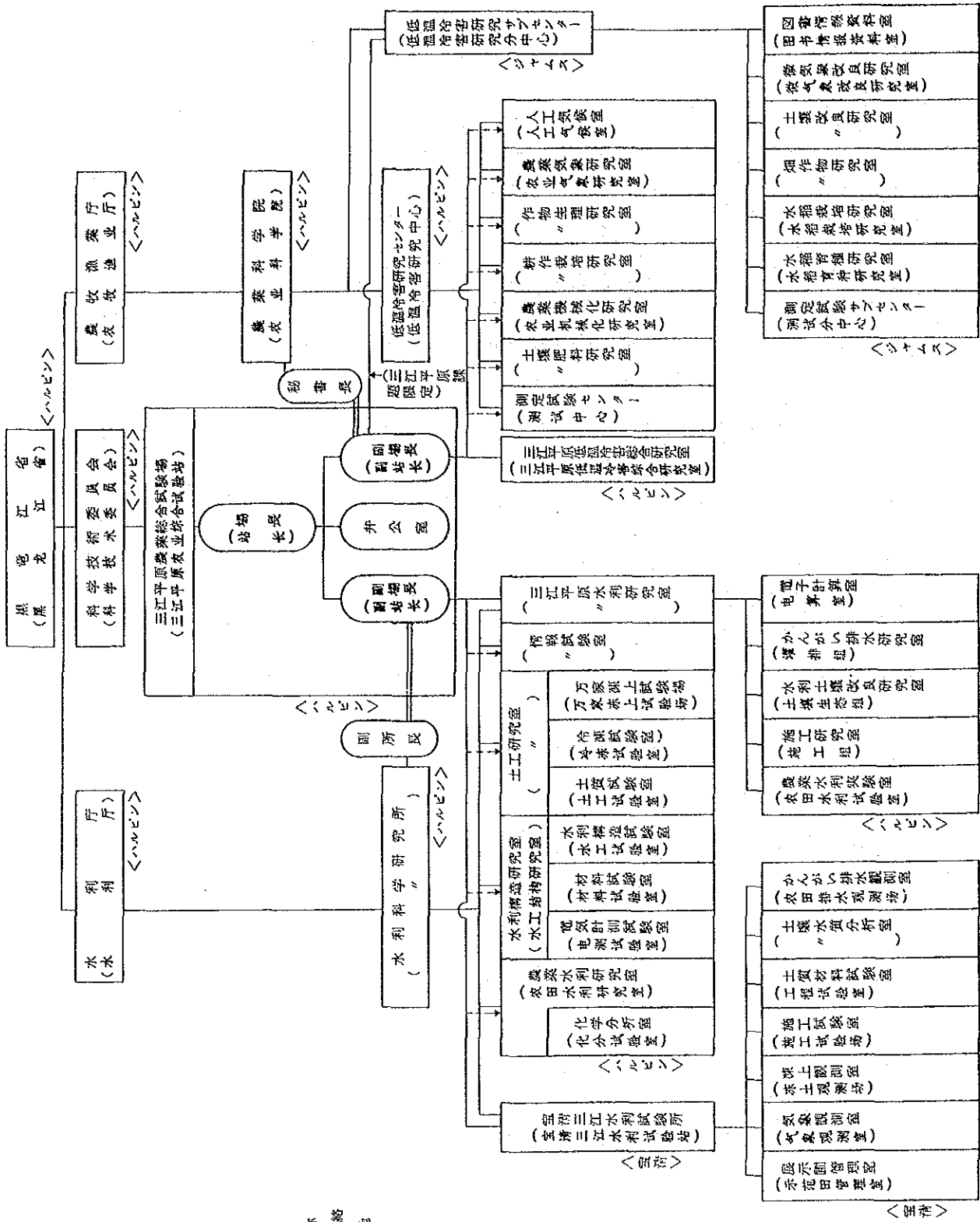


圖 1 三江平原農業綜合試驗場機構

凡例  
 ( ) : 中國名稱  
 - - - : 指導・連絡  
 < > : 所在地

表1 組織の業務内容及び要員配置

機 関	所 在 地	組 織	主 要 業 務	定 員 配 置	
				定員数	'60.10現員
三江平原農業総合試験場(本部)	黒竜江省ハルビン市低温冷害研究センター内	場 長	低温冷害研究センター及び同サブセンターの指導	1人	1人
		副 場 長	三江平原水利研究室及び宝清三江水利試験所の指導	1	1
		副 場 長	人工気候室(フアイトロン)の管理運営	6	0
低温冷害研究センター	"	農業気象研究室	低温冷害の気象特性に関する研究	11	9
		作物生理研究室	微気象改良技術の確立に関する研究 安定多収の計画栽培法に関する研究		
		耕作研究室	低温冷害抵抗性の検定法に関する研究 生育時期別低温冷害感受性に関する研究	16	14
		農業機械化研究室	低温冷害の生理的発生機作に関する研究		
		土壌肥料研究室	水稻安全多収栽培法に関する研究	17	0
		測定試験センター	"	5	3
		三江平原低温冷害総合研究室	施肥法改善に関する研究 土壌、作物体、収穫物の化学分析	4	0
			低温冷害研究センターにおける三江平原低温冷害研究活動の組織、統括、管理	10	0
				3	0

機 関	所 在 地	組 織	主 要 業 務	定 員 配 置			
				定員数	6010現員		
低温冷害研究センター	黒竜江省ジャムス市 合江農業科学研究所内	図書情報資料室	図書情報の収集、整理、提供	5人	3人		
		微気象改良研究室	微気象改良技術に関する研究	4	0		
		土壌改良研究室	施肥法改善に関する研究	10	6		
		畑作物研究室	低温冷害抵抗性の検定法に関する研究	12	8		
		測定試験センター	土壌、作物体の化学分析	12	8		
		水稻育種研究室	水稻の耐冷、早生、耐病多収品種の育成	13	9		
		水稻栽培研究室	低温冷害抵抗性の検定法に関する研究	10	7		
		電子計算室	水稻安定多収栽培法に関する研究	8	3		
		三江平原水利研究室 (水利科学研究所)	黒竜江省ハルビン市 (水利科学研究所内)	かんがい排水研究室	データ処理及びシステム解析 水文解析手法の開発に関する研究 作物別用水量に関する研究 かんがい計画諸元に関する研究 合理的かんがい方法に関する研究 流水・水収支の統計処理に関する研究 排水計画の統計処理に関する研究 かんがい、排水実証試験及び展示(宝清) 土壌改良実証試験及び展示(宝清)	14	7
				水利土壌改良研究室		7	1



機 関	所 在 地	組 織	主 要 業 務	定 員 配 置	
				定員数	60.10現員
宝清三江水利試験所 (水利科学研究所)	黒竜江省宝清県	施工研究室	凍害対策のための土質解明試験研究 コンクリート材料品質向上研究 低運地掘削機開発研究 圃場整備用機械施工研究 水路の凍害対策開発に関する研究 道路の凍害対策開発に関する研究 展示圃造成施工試験(宝清)	7人	2人
		農業水利実験室	かんがい排水研究室及び水利土壌改良研究室の模 型実験	4	1
		かんがい排水 観測室	竜頭橋典型区を主体とした地域のかんがい排水現 地試験	15	10
		土壌水質分析室	各研究室が行う各種調査試験に関する土壌と水質 の物理化学分析	4	1
		土質材料試験室	竜頭橋典型区開発に係る計画と設計のための土質 試験及び工事材料の品質試験	15	4
		施工試験室	現地施工試験	8	2
		凍上観測室	凍結,凍上に関する現地観測	2	1
		気象観測室	温度,降水量,水位,流量,地下水位等の観測	2	1
		展示図管理室	展示図の管理	6	2

(4) 施設

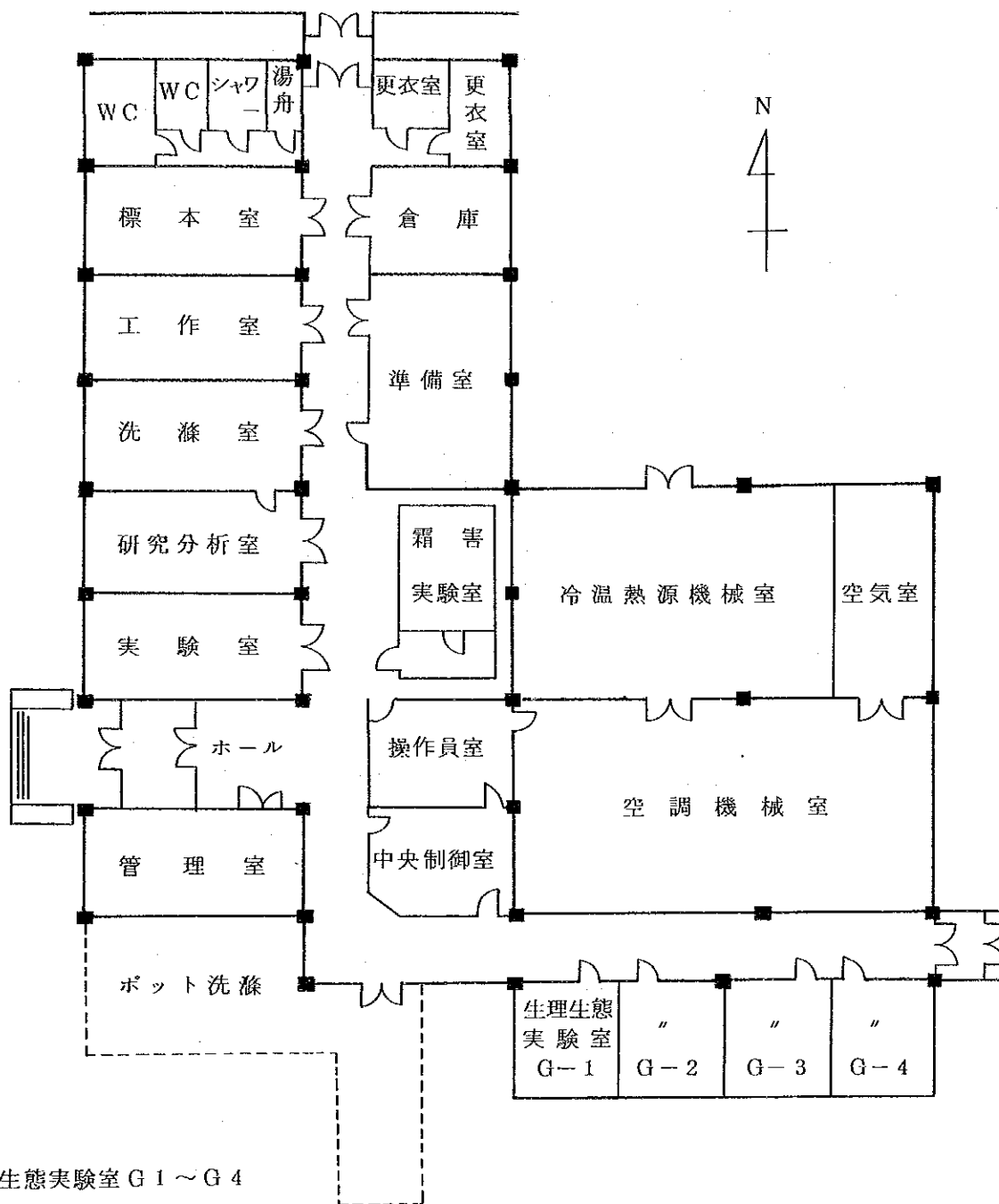
① 低温冷害研究センター（1985年7月完成，低温冷害研究センターとしての利用1985年11月からを予定）

（概略図） 約1,920㎡（640㎡×3階）

休憩室		前室	準備室	培養室	トウモロコシ栽培	小麦栽培	気象	WC	機械室
暗室									
（1階）									
シャワー室		更衣室	修理室	標本室	アワ栽培	ソルガム栽培	作業室	作業室	作業室
（2階）									
資料室		試料処理			生理・生態実験	生理・生態実験	空調室	WC	所長室
土壌		標本	気象	土壌化学	土壌物理	土壌物理	会計	所長室	秘書室
（3階）									
電子関係機器		弁公室	弁公室	弁公室	光合成生理	低温	試料処理	WC	会議室
（3階）									
生化学		弁公	弁公	顕微鏡	工作室	天秤室	気象	設計室	録音室

② 人工気象室

(概略図) 902 m<sup>2</sup>



生理生態実験室 G 1 ~ G 4

$$4 \text{ m} \times 4.5 \text{ m} = 18 \text{ m}^2$$

霜害実験室 D - 1

$$3.6 \text{ m} \times 4.5 \text{ m} = 16.2 \text{ m}^2$$

実験室総面積

$$18 \text{ m}^2 \times 4 + 16.2 \text{ m}^2 \\ = 88.2 \text{ m}^2$$

③ 三江平原水利研究室

(1987年建築予定)

④ 低温冷害研究サブセンター (合江農業科学研究所の置地内に1986年9月完成予定, 120万円の省政府予算確保済)

(概略図) 約3,000 m<sup>2</sup>

前	打字影印室	閲覧室	技術摘案室	情報資料室	蔵書室	科長弁公室	化驗室	廁所
	走 廊							樓 梯

1階

樓 梯	樓保主任室	雜草実験室	昆虫飼育室	病苦培養室	病理実験室	雜草研究室	虫害研究室	植病研究室	所長付弁公室	所長室	分中心主任室	專家室	化驗室	廁所
走 廊														

2階

樓 梯	主任室	病理実験室	病苦培養室	新技術実験室	品質分析室	大豆育種所三室	大豆育種研究室	大豆育種研究二室	化驗室	廁所
走 廊										

3階

4階	樓梯	育種主任室	病理培養室	病理實驗室	品質分析室	谷子 育種研究一室	谷子 育種研究二室	小麦 育種研究一室	小麦 育種研究二室	小麦 育種研究一室	玉木 育種研究二室	玉木 育種研究一室	廁所
走 廊													

5階	電算室	耕作實驗室	植物生理實驗室	冷害實驗室	冷害研究室	耕作研究室	栽培研究室	微氣象室	微氣象實驗室	学 術 級 告			
走 廊													

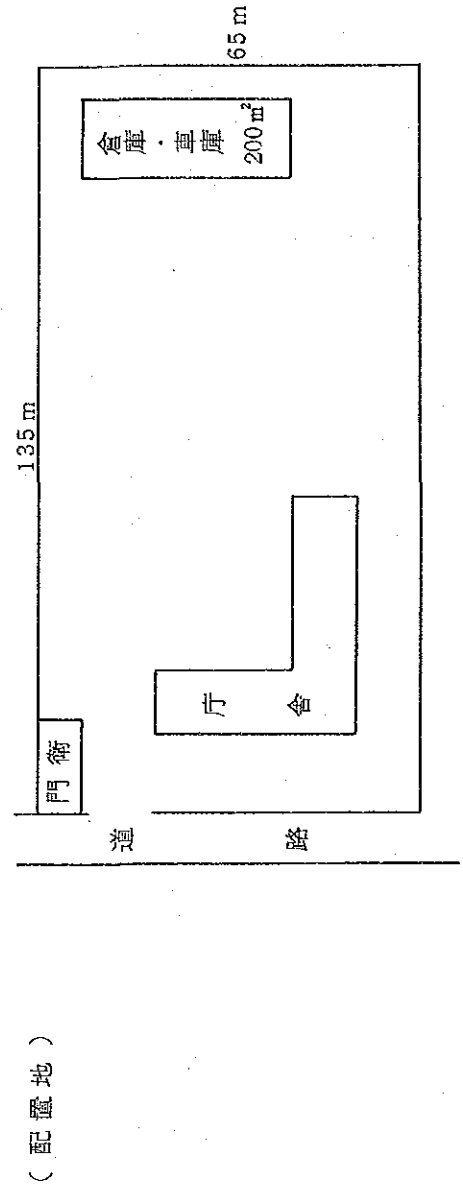
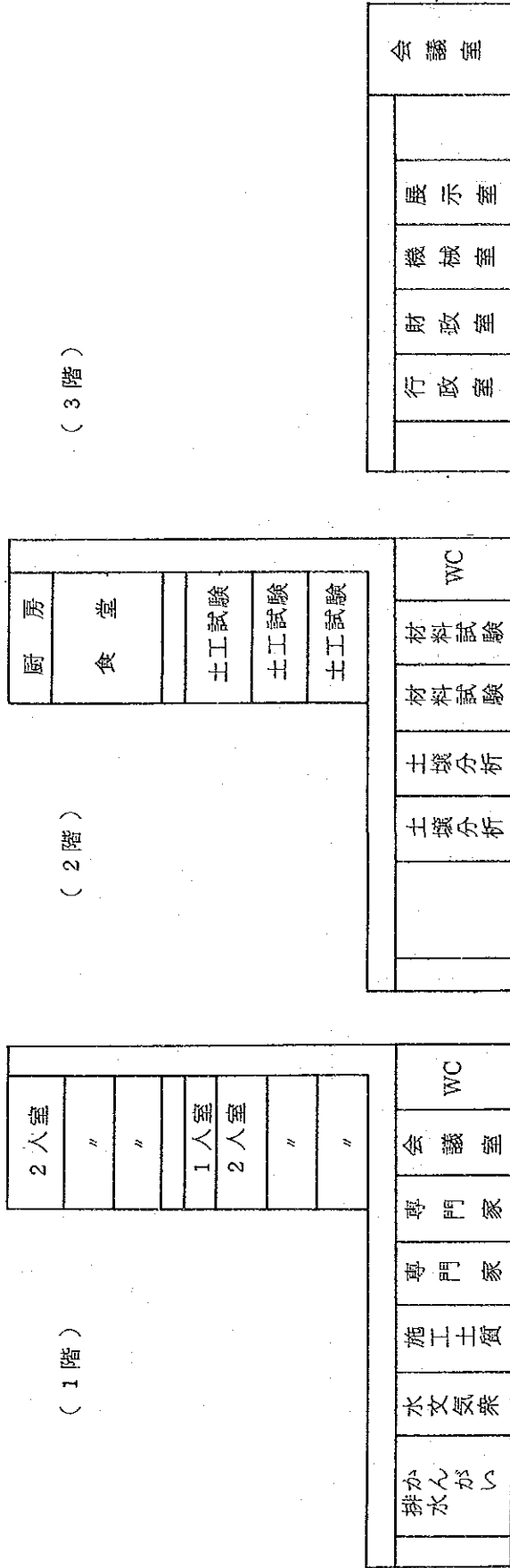
6階	成果展覽室
----	-------

注. 中国側の説明によると本サビセンタ-の上層階に専門家用等の宿泊施設を設置する予定とのことであった。

⑤ 宝清三江水利試験所 (1987年10月完成予定)

a. 本部

(概略図) 1503 m<sup>2</sup> (うち宿舎・日本人用7人, 中国人用6人 計13人用)



b. 試験場（宝清県十八県公社保安大隊地点に既建されている）。

（施設の概要）

現況三江水利試験場の面積

区 分		面 積
建 物	事 室	544 m <sup>2</sup>
	住 地	800
	倉 庫	200
	ボイラー室・車庫	256
	計	1,800
試 験 地		37.7 ha
そ の 地		4.8
合 計		42.7

(5) 予 算

三江平原農業総合試験場の運営に要する経費として認められている年間予算額は下記のとおりである。

- ① 人件費                    266万元（現員分 176万元）
- ② 研究用設備費            5
- ③ 輸送運搬費            10
- ④ 研究費                    30
- ⑤ その他雑費            11











JICA